



スカパーJSAT

衛星デジタル多チャンネル放送サービス 契約約款

第18版
(平成20年10月)

スカパーJSAT株式会社

衛星デジタル多チャンネル放送サービス契約約款 目次

第1章 総則	1
第1条 (契約約款の適用)	1
第2条 (契約約款の変更)	1
第3条 (用語の定義)	1
第2章 提供範囲等	3
第4条 (契約手続)	3
第5条 (提供範囲)	3
第6条 (委託契約の種別)	3
第7条 (品目)	3
第8条 (料金プラン)	3
第9条 (放送区域)	3
第10条 (責任分界点)	4
第11条 (地球局設備等の据付け等)	4
第12条 (放送衛星局等の無線局免許の申請等)	4
第3章 予約申込等	6
第13条 (予約申込の単位)	6
第14条 (予約申込の方法)	6
第15条 (予約申込の承諾等)	7
第16条 (予約申込者の委託放送業務の認定に係る申請等)	7
第4章 委託契約等	8
第1節 委託申込及び委託契約の締結等	8
第17条 (委託契約の単位)	8
第18条 (利用期間)	8
第19条 (委託申込の方法)	8
第20条 (利用開始予定日)	9
第21条 (委託申込の承諾)	9
第2節 委託契約者が行う委託契約の変更の請求等	10
第22条 (委託契約の種別の変更の請求等)	10
第23条 (品目の変更の請求等)	10
第24条 (B種委託契約の料金プランの変更の請求等)	10
第25条 (人工衛星の変更の請求等)	11
第26条 (放送番組の数の変更の請求等)	12
第27条 (委託契約のトランスポンダの周波数の変更の請求等)	12
第28条 (伝送容量、基準伝送容量及び伝送容量係数の変更の請求等)	12
第29条 (利用開始予定日等の変更の請求)	13
第30条 (利用期間の変更の請求の禁止)	13
第31条 (A種委託契約の地球局の変更等の請求等)	13
第32条 (変更の請求に対する承諾等)	14
第33条 (委託契約の更新の請求等)	15

第3節	B種委託契約者が行う放送番組の数の追加の予約等 -----	16
	第34条 (放送番組の数の追加予約)	16
	第35条 (追加予約の申込の方法等)	16
	第36条 (追加予約の申込の承諾等)	16
	第37条 (B種委託契約者の委託放送業務の認定に係る申請等)	17
第4節	当社が行う委託契約の変更 -----	17
	第38条 (トランスポンダ障害等に伴う委託契約の変更)	17
	第39条 (当社が行うB種委託契約の料金プランの変更の請求等)	17
	第40条 (当社が行う委託契約のトランスポンダの周波数の変更の請求等)	18
	第41条 (当社が行うB種委託契約の伝送容量及び基準伝送容量の変更の請求等)	18
	第42条 (B種委託契約のデジタル符号化装置等の据付け場所の指定の変更等)	19
第5節	衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日等 -----	19
	第43条 (放送衛星局等の運用開始日)	19
	第44条 (衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日)	19
第6節	権利の承継等 -----	20
	第45条 (相続、委託放送業務を行う事業の譲渡または法人の合併もしくは分割による委託契約者の地位の承継)	20
	第46条 (全額出資者による委託契約の地位の承継)	20
	第47条 (委託放送事項の変更)	20
	第48条 (委託契約者の氏名等の変更)	20
第7節	衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の中止及び停止 -----	21
	第49条 (衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の中止)	21
	第50条 (衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の停止)	21
第8節	委託契約の解除 -----	21
	第51条 (委託契約者が行う委託契約の解除)	21
	第52条 (当社が行う委託契約の解除)	22
第9節	委託契約の再契約の申込及び再契約申込の承諾等 -----	23
	第53条 (委託契約の再契約申込)	23
	第54条 (委託再契約の申込の方法)	23
	第55条 (委託再契約の申込の承諾等)	24
	第56条 (委託再契約の取扱等)	25
第5章	料金等 -----	26
第1節	料金等 -----	26
	第57条 (料金及び工事に関する費用)	26
第2節	料金等の支払義務 -----	26
	第58条 (受託放送料の支払義務)	26
	第59条 (支払いを要しない料金)	26
	第60条 (固定型料金プラン保証金の支払義務等)	27
	第61条 (変動型料金プラン保証金の支払義務等)	27
	第62条 (委託契約更新時における更新保証金の支払義務)	28
	第63条 (追加保証金の支払義務等)	29
	第64条 (再契約保証金等の支払義務等)	29

第65条 (衛星デジタル多チャンネル放送サービスの解除料の支払義務等)	30
第66条 (料金等の支払方法等)	31
第3節 料金の計算	32
第67条 (料金前払いに伴う料金の減額)	32
第4節 割増金及び延滞利息	33
第68条 (割増金)	33
第69条 (延滞利息)	33
第5節 違約金	34
第70条 (違約金)	34
第6章 保守	35
第71条 (地球局設備等の維持及び管理)	35
第72条 (放送衛星局または地球局の検査及び点検等)	35
第73条 (A種委託契約者の切分責任)	35
第74条 (トランスポンダの修理または復旧の順位)	36
第7章 損害賠償等	37
第75条 (衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始後の責任の制限)	37
第76条 (衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始前の責任の制限)	37
第8章 その他の提供条件	38
第77条 (資料の提出)	38
第78条 (電波干渉に要する工事等)	38
第79条 (A種委託契約に係る地球局の運用)	38
第80条 (他人が地球局からの送信を行う場合のA種委託契約者の義務)	38
第81条 (放送受信者との関係)	39
第82条 (変動型B種委託契約者の月次営業収入の確認)	39
第83条 (変動型B種委託契約者の会計年度中の営業収入の確認)	39
第84条 (当社の変動型B種委託契約者の会計帳簿等の確認等)	39
第85条 (会計監査人の変更等)	39
第86条 (委託放送業務の開始及び休止の届出)	39
第87条 (認定証の変更の届け出)	39
第88条 (認定の更新の届け出)	40
別表 トランスポンダ技術仕様	41

第1章 総則

(契約約款の適用)

第1条 当社は、この衛星デジタル多チャンネル放送サービス契約約款(以下「契約約款」といいます。)及び衛星デジタル多チャンネル放送サービス料金表(以下「料金表」といいます。)により、衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供します。

(契約約款の変更)

第2条 当社は、この契約約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この契約約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 人工衛星	当社が保有及び運用する人工衛星
2 3号衛星	おおむね東経128度に静止する人工衛星
3 4号衛星	おおむね東経124度に静止する人工衛星
4 トランスポンダ	人工衛星に搭載された電波中継器
5 委託放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号。以下「放送法」といいます。)第2条第3の5号の規定に基づく放送事業者
6 標準方式	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成15年総務省令第26号)
7 衛星デジタル多チャンネル放送サービス	委託放送事業者の委託により、そのデジタル符号化(標準方式に規定されたデジタル符号化方式に限ります。以下同じとします。)された放送番組を放送するサービス
8 予約申込	委託契約の予約の申込み
9 予約申込者	A種予約申込者及びB種予約申込者
10 A種予約申込	A種委託契約の予約の申込み
11 A種予約申込者	A種委託契約の予約を申し込む者
12 B種予約申込	B種委託契約の予約の申込み
13 B種予約申込者	B種委託契約の予約を申し込む者
14 委託申込	委託契約の申込み
15 委託申込者	A種委託申込者及びB種委託申込者
16 A種委託申込	A種委託契約の申込み
17 A種委託申込者	A種委託契約の委託申込をした者
18 B種委託申込	B種委託契約の申込み
19 B種委託申込者	B種委託契約の委託申込をした者
20 委託契約	A種委託契約及びB種委託契約
21 委託契約者	A種委託契約者及びB種委託契約者
22 A種委託契約	委託放送事業者のデジタル符号化された放送番組を人工衛星上に設けられている受信アンテナで受信し、トランスポンダを使用して放送する契約
23 A種委託契約者	A種委託契約を締結している者
24 B種委託契約	委託放送事業者のデジタル符号化された放送番組を当社が設置する地球局設備内の高次元多重化装置で多重化(標準方式で規定された多重化方式に限ります。以下同じとします。)し、その多重化した信号を放送衛星局まで送信し、トランスポンダを使用して放送する契約

25 B種委託契約者	B種委託契約を締結している者
26 追加予約	B種委託契約者が、委託申込の承諾日以降に放送法の規定に基づき新たな放送番組の認定を総務大臣に申請することによって放送番組を追加するときに、当社に行うその放送番組の追加の予約
27 無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送りまたは受けるための電氣的設備
28 無線局	電波法(昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。)に規定される無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。ただし、受信のみを目的とするものは除く。
29 放送衛星局	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「電波法施行規則」といいます。)に規定される放送業務を行う人工衛星に開設する無線局
30 地球局	放送衛星局と無線伝送を行うため地表に開設する無線局
31 地球局設備	衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る地球局の無線設備で、アンテナから高次元多重化装置までの設備
32 高次元多重化装置	デジタル符号化された放送番組を多重化し、毎秒42,192キロビットで出力する装置
33 デジタル符号化装置等	委託契約者の放送番組をデジタル符号化する装置等
34 トランスポンダ障害	衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダが、別表(トランスポンダ技術仕様)に定める仕様を維持できなくなった状態
35 アップリンク	地球局から放送衛星局へ無線伝送する回線
36 ダウンリンク	放送衛星局から放送受信者へ無線伝送する回線
37 固定局	電波法施行規則に規定される一定の本邦内の固定地点間の無線通信業務を行う無線局
38 2次分配トランスポンダ	ダウンリンクの周波数が固定局の周波数と同じであるため、放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)において、当該周波数を優先的に割り当てられた宇宙無線通信以外の無線通信業務の局の運用により、継続的かつ良好な放送受信状況が確保できない場合があると指定されたトランスポンダ
39 未利用トランスポンダ	衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る未利用のトランスポンダ
40 伝送容量	B種委託契約者のデジタル符号化された放送番組を無線伝送する回線の容量
41 基準伝送容量	B種委託契約者の使用する伝送容量が瞬間ごとに変動する場合において、当該伝送容量の基準となる伝送容量
42 伝送容量係数	B種委託契約者の伝送容量または基準伝送容量をパケット(標準方式で規定されたパケットとします。)の数で換算した数値
43 統計多重方式	各放送番組の伝送容量の一部を必要に応じ各瞬間ごとに他の各放送番組で用いられる伝送に割り振る技術方式
44 未利用伝送容量	衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る未利用の伝送容量

第2章 提供範囲等

(契約手続)

第4条 当社は、第3章(予約申込等)の規定による予約申込並びに第4章(委託契約等)の規定による委託契約の手続を経て、委託契約者に衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供します。

(提供範囲)

第5条 当社は、当社が開設する放送衛星局を使用して委託契約者の放送番組を放送することにより衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供します。

(委託契約の種別)

第6条 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの委託契約には、次の種別があります。

- (1) A種委託契約
- (2) B種委託契約

(品目)

第7条 A種委託契約及びB種委託契約には、次の品目があります。

品 目	内 容
テレビジョン放送	標準方式による標準テレビジョン放送等のうち、12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局を用いて行う標準テレビジョン放送のデジタル放送に関する送信の標準方式の規定に基づいて伝送されるべき放送番組の放送を受託するもの。 なお、12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局を用いて行う超短波放送及びデータ放送のデジタル放送に関する送信の標準方式の規定に基づいて伝送される、テレビジョン放送の放送番組の補完を目的とした放送番組を含み得るものとします。
音声放送	標準方式による標準テレビジョン放送等のうち、12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局を用いて行う超短波放送のデジタル放送に関する送信の標準方式の規定に基づいて伝送されるべき放送番組の放送を受託するもの。 なお、12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行うデータ放送のデジタル放送に関する送信の標準方式の規定に基づいて伝送される、音声放送の放送番組の補完を目的とした放送番組を含み得るものとします。
データ放送	標準方式による標準テレビジョン放送等のうち、12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局を用いて行うデータ放送のデジタル放送に関する送信の標準方式の規定に基づいて伝送されるべき放送番組の放送を受託するもの。

(料金プラン)

第8条 放送法の規定に基づく有料放送事業者であるB種委託契約者(第53条(委託契約の再契約申込)に規定する委託再契約のうちB種委託契約に係るもの(以下「B種委託再契約」といいます。))を締結しているB種委託契約者(以下「B種委託再契約者」といいます。))を除きます。))は、利用開始日(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの最初の委託契約の利用開始日とします。))を起算日として3年が経過した日以降、次の料金プランのいずれかを選択することができます。

- (1) 固定型料金プラン
- (2) 変動型料金プラン

(放送区域)

第9条 放送区域は、日本全国とします。

- 2 当社は、放送区域におけるトランスポンダの特性を記載した技術資料を閲覧に供します。

(責任分界点)

第10条 A種委託契約における当社と委託契約者との責任の分界は、人工衛星上に設けられている受信アンテナ直前の空間とします。人工衛星の受信アンテナ直前の空間における電波の質に関しては、放送法、放送法関連諸規則、電波法、電波法関連諸規則並びに当社の定める技術条件(以下「技術条件等」といいます。)を遵守していただきます。当社は、当社の定める技術条件を閲覧に供します。

- 2 B種委託契約における当社と委託契約者との責任の分界は、当社が設置する地球局設備の高次元多重化装置の入力端とします。入力端における信号の品質に関しては、技術条件等を遵守していただきます。当社は、当社の定める技術条件を閲覧に供します。

(地球局設備等の据付け等)

第11条 A種委託契約者は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係る地球局設備について、その基礎工事部分を含めA種委託契約者の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けていただきます。ただし、その仕様の決定にあたっては、A種委託契約者は、技術条件等を遵守していただきます。

- 2 A種委託契約者は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係る地球局設備の据付けに関し、電波法及び放送法以外の許認可またはその他の申請等が必要な場合は、A種委託契約者の責任と負担において、その申請等を実施していただきます。
- 3 当社は、B種委託契約に基づき提供する地球局設備を当社の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けます。
- 4 当社は、B種委託契約に基づく衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る地球局設備の据付けに関し、電波法及び放送法以外の許認可またはその他の申請等が必要な場合は、当社の責任と負担において、その申請等を実施します。
- 5 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係るデジタル符号化装置等は、その基礎工事部分を含め委託契約者の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けていただきます。その仕様の決定にあたっては、委託契約者は、技術条件等を遵守していただきます。ただし、B種委託契約者がデジタル符号化装置等を据付ける場所については、当社が指定します。
- 6 委託契約者は、技術条件等が変更された場合には、変更後の技術条件等を遵守するように、第1項の地球局設備並びに前項のデジタル符号化装置等について委託契約者の責任と負担において仕様を変更していただきます。
- 7 B種委託契約者は、第5項のデジタル符号化装置等の運用を委託契約者以外の者(以下「デジタル符号化装置等運用者」といいます。)に行わせることができます。その場合には、B種委託契約者は、当社の請求に基づき、それを証明する書類(設備運用委託契約書の写し等をいいます。)を提出していただきます。
- 8 B種委託契約者は、前項の場合において、この契約約款の規定に基づくB種委託契約者の義務をデジタル符号化装置等運用者にも厳守させ、またデジタル符号化装置等運用者がB種委託契約者の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に関連してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。

(放送衛星局等の無線局免許の申請等)

第12条 当社は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る放送衛星局の無線局の免許人となります。

- 2 当社は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る放送衛星局の無線局免許の申請、更新及び変更並びに無線局の廃止に関し、電波法上の手続きを行います。

- 3 A種委託契約に基づく衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係る地球局の無線局免許の申請、更新及び変更並びに無線局の廃止に関する電波法上の手続きは、A種委託契約者の責任と負担において行っていただきます。
- 4 当社は、B種委託契約に基づく衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る地球局の無線局の免許人となります。
- 5 当社は、B種委託契約に基づく衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る地球局の無線局免許の申請、更新及び変更並びに無線局の廃止に関し、電波法上の手続きを行います。

第3章 予約申込等

(予約申込の単位)

第13条 当社は、A種予約申込については、A種予約申込者の放送番組の伝送に必要な一のトランスポンダごとに、一のA種予約申込を受け付けます。

2 当社は、B種予約申込については、B種予約申込者の放送番組の伝送に必要な伝送容量または基準伝送容量(複数の放送番組の伝送にあたっては伝送容量及び基準伝送容量の合計とします。)について、一のB種予約申込を受け付けます。

3 一の予約申込について予約申込者は1人とします。

(予約申込の方法)

第14条 予約申込者は、予約申込にあたっては、次に掲げる事項(以下「予約申込事項」といいます。)を記載した当社所定の予約申込書を当社に提出していただきます。

(1) 氏名(予約申込者が法人の場合は、会社名及び代表者氏名)

(2) 住所

(3) 経営形態及び資本出資の額

(4) 出資者及びその出資の額並びに議決権の数

(5) 役員に関する事項(役員の経歴を添付していただきます。)

(6) 種別

(7) 品目

(8) 人工衛星(複数の放送番組を委託するときは、それぞれの人工衛星を申し込んでいただきます。)

(9) 放送番組の数(B種予約申込に限ります。)

(10) 伝送容量係数(B種予約申込に限ります。複数の放送番組を予約するときは、それぞれの伝送容量係数及びそれらの合計値を申し込んでいただきます。)

(11) 利用開始希望日(予約申込がB種予約申込の場合で複数の放送番組を委託するときは、それぞれの利用開始希望日を申し込んでいただきます。)

(12) 資金計画(前号の利用開始希望日が属する年度から5年間の資金計画を記載していただきます。)と資金調達の方法(自己資金についてはその資金を預託する金融機関の発行する残高証明の写しを添付していただき、金融機関等からの融資または借入れることにより資金を調達する場合はその取引金融機関等の名称及び問い合わせ先と融資の額または借入金の額を記載していただき、それを証明する書類(融資予約契約書の写し等をいいます。)を添付していただきます。)

(13) 事業収支見積り(第(11)号の利用開始希望日が属する年度から5年間の事業収支見積りを記載していただきます。)と主たる取引先の名称と問い合わせ先

(14) 地球局の設置予定場所及び据付け完了予定日(A種予約申込に限ります。)

(15) その他予約申込の内容を特定するための事項

2 当社は、前項第(12)号の取引金融機関等及び前項第(13)号の主たる取引先に、予約申込書に記載または添付された事項について問い合わせができることとします。

3 予約申込者が、同一トランスポンダにおいて他の予約申込者及び委託契約者等と共に一の統計多重方式を選択する場合は、予約申込者は、そのトランスポンダにおいて共に統計多重方式を選択することとなる全ての予約申込者及び委託契約者等との間で、互いに統計多重方式を選択することに合意する旨の書面を当社に提出していただきます。

(予約申込の承諾等)

第15条 当社は、予約申込を受け付けた順序に従い、次に掲げる予約申込指定事項を当社所定の書面で予約申込者に通知することにより予約申込を承諾します。

- (1) 種別
- (2) 品目
- (3) 人工衛星(複数の放送番組について承諾するときは、放送番組ごとに人工衛星を指定します。)
- (4) 放送番組の数(B種予約申込の承諾に限ります。)
- (5) 予約申込を承諾したトランスポンダの周波数の指定(A種予約申込の承諾に限ります。)
- (6) 予約申込を承諾した放送番組ごとのトランスポンダの周波数の指定(B種予約申込の承諾に限ります。)
- (7) 伝送容量係数(B種予約申込の承諾に限ります。複数の放送番組を承諾するときは、それぞれの伝送容量係数及びそれらの合計値を指定します。)
- (8) 利用開始予定日(予約申込がB種予約申込である場合で複数の放送番組を委託するときは、それぞれの放送番組ごとに利用開始予定日を指定します。)
- (9) デジタル符号化装置等の据付け予定場所の指定(B種予約申込の承諾に限ります。)
- (10) 第60条(固定型料金プラン保証金の支払義務等)第1項の規定に基づく固定型料金プラン保証金の額及び固定型料金プラン保証金の支払期日

2 前項の規定に拘わらず、次のいずれかに該当する場合には、当社は、予約申込を承諾しないことがあります。

- (1) 予約申込のあった人工衛星の運用を中止もしくは停止したとき、または人工衛星が存在しないとき。
- (2) 予約申込のあった衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供するために使用するトランスポンダ、未利用伝送容量(B種予約申込に限ります。)、または地球局設備(B種予約申込に限ります。)が無いとき。
- (3) 予約申込者または予約申込者の役員もしくは出資者が、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの料金(契約約款の規定により支払いを要することとなった衛星デジタル多チャンネル放送サービスの料金以外の債務等を含みます。)の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (4) 予約申込者または予約申込者の役員もしくは出資者が、当社が提供する他のサービスの料金またはその他の債務等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (5) 当社の調査により、事業収支見積りが達成困難と認められるとき。
- (6) 当社の調査により、資金計画及び資金調達の方法が事実と異なることが判明したとき。
- (7) A種予約申込に係る地球局または地球局からの送信が、当社が衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供するにあたって、技術条件等を遵守できないおそれがあるとき。
- (8) 予約申込者が、同一トランスポンダにおいて他の予約申込者及び委託契約者等と共に一の統計多重方式を選択する場合は、予約申込者が、そのトランスポンダにおいて共に統計多重方式を選択することとなる他の全ての予約申込者及び委託契約者等との間で、予約申込の時点において互いに統計多重方式を選択することに合意していないとき、または利用開始日までにその合意をする見込みの無いとき。
- (9) 予約申込を承諾することにつき、衛星デジタル多チャンネル放送サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(予約申込者の委託放送業務の認定に係る申請等)

第16条 予約申込者は、予約申込者の責任と負担により、放送法の規定に基づき委託放送業務の認定に係る申請を総務大臣に行ってください。

2 予約申込者は、前項の申請にあたっては、当社が前条(予約申込の承諾等)の規定に基づき承諾及び指定した内容により行っていただきます。

第4章 委託契約等

第1節 委託申込及び委託契約の締結等

(委託契約の単位)

第17条 当社は、A種委託契約については、A種委託申込者との間で、A種委託申込者の放送番組の伝送に必要な一のトランスポンダごとに、一のA種委託契約を締結します。

2 当社は、B種委託契約については、B種委託申込者との間で、B種委託申込者の放送番組の伝送に必要な伝送容量または基準伝送容量(複数の放送番組の伝送においては伝送容量及び基準伝送容量の合計とします。)について、一のB種委託契約を締結します。

3 一の委託契約について委託契約者は1人とします。

(利用期間)

第18条 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用期間(以下「利用期間」といいます。)は、委託契約においては、委託契約者が衛星デジタル多チャンネル放送サービスを利用することができる期間で5年間とします。また、利用開始日は、第44条(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日)に規定する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日とし、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用の終了日(以下「利用期間終了日」といいます。)は、利用開始日を起算日として利用期間が満了する日とします。

2 前項の規定に拘わらず、B種委託契約のうち第8条(料金プラン)に規定する変動型料金プランのもの(以下「変動型B種委託契約」といいます。)の利用期間は、10年間とします。また、変動型B種委託契約の利用開始日は、第32条(変更の請求に対する承諾等)第5項の規定に基づき当社が指定した変動型料金プラン実施日とし、変動型B種委託契約の利用期間終了日は、変動型料金プラン実施日を起算日として利用期間が満了する日とします。

3 前2項の規定に拘わらず、第53条(委託契約の再契約申込)に規定する委託再契約を締結している者(以下「委託再契約者」といいます。)が委託再契約に基づき衛星デジタル多チャンネル放送サービスを再び利用する場合の利用期間は、委託再契約に係る再利用開始日から1年間とします。

(委託申込の方法)

第19条 委託申込者は、委託契約の申込にあたっては、放送法の規定に基づき委託申込者が総務大臣に申請し、受理された委託放送業務の認定申請書(放送法第52条の13に定める事業計画書その他添付書類を含みます。以下「認定申請書」といいます。)の写し及び放送法の規定に基づき総務大臣より交付を受けた認定証(以下「認定証」といいます。)の写しを添えて、次に掲げる事項を記載した当社所定の委託申込書を当社に提出していただきます。

- (1) 種別
- (2) 品目
- (3) 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る人工衛星(複数の放送番組を委託するときは、それぞれの人工衛星を申し込んでいただきます。)
- (4) 放送番組の数(B種委託申込に限ります。)
- (5) 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダの周波数(委託申込がB種委託申込の場合に複数の放送番組を委託するときは、それぞれのトランスポンダの周波数を申し込んでいただきます。)
- (6) 伝送容量係数(B種委託申込に限ります。複数の放送番組を委託するときは、それぞれの伝送容量係数及びそれらの合計値もあわせて申し込んでいただきます。)

- (7) 利用開始希望日(委託申込がB種委託申込の場合で複数の放送番組を委託するときは、それぞれの放送番組ごとに利用開始希望日を申し込んでいただきます。)
ただし、利用開始希望日は、認定申請書に記載の委託放送業務の開始予定日(以下「放送開始予定日」といいます。)から起算して6か月以内の日(複数の放送番組を委託するときは、最初に到来する放送番組の放送開始予定日から起算して6か月以内の日とします。以下この節において同じとします。)としていただきます。
- (8) 地球局の設置予定場所及び据付け完了予定日(A種委託申込に限ります。)
- (9) その他委託申込の内容を特定するための事項
- 2 前項の委託申込は、放送開始予定日までに行っていただきます。

(利用開始予定日)

第20条 当社は、前条(委託申込の方法)第1項第(7)号の利用開始希望日を基準に、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る人工衛星、トランスポンダ、伝送容量の有無等を考慮し、委託申込者と協議の上、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始予定日(以下「利用開始予定日」といいます。)を定めます。

- 2 利用開始予定日は、放送開始予定日から起算して6か月を超えない日とします。

(委託申込の承諾)

第21条 当社は、委託申込を受け付けた順序に従い、当社所定の委託契約書の取り交わしをもって委託申込を承諾します。

- 2 承諾する委託申込がB種委託申込の場合、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダ、伝送容量の有無等を考慮し、伝送容量係数及びデジタル符号化装置等の据付け場所を委託契約書に記載することで指定します。なお、複数の放送番組のB種委託契約の申込みを承諾するときは、放送番組ごとに伝送容量係数及びデジタル符号化装置等の据付け場所を指定します。
- 3 第1項の規定に拘わらず次のいずれかに該当する場合には、当社は、委託申込を承諾しないことがあります。なお、当社は、委託申込を承諾しないときは、書面で委託申込者に通知します。
- (1) 委託申込者が放送法の規定に基づく委託放送業務の認定を受けた者以外の者であるとき、または委託申込の内容が認定証または認定申請書の記載事項と異なるとき。
- (2) 委託申込のあった人工衛星の運用を中止もしくは停止したとき、または人工衛星が存在しないとき。
- (3) 委託申込のあった衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供するために使用するトランスポンダ、未利用伝送容量(B種委託申込に限ります。)、または地球局設備(B種委託申込に限ります。)が無いとき。
- (4) 委託申込者が固定型料金プラン保証金を支払っていないとき。
- (5) 正当な理由がなく、予約申込者が放送開始予定日までに委託申込を行わなかったとき。
- (6) 前条(利用開始予定日)の規定に基づく利用開始予定日を、委託する放送番組について放送開始予定日から起算してから6か月以内の日に定めることができなかつたとき、または委託申込のあった利用開始希望日に衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の開始ができないとき。
- (7) 委託申込者が、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの料金(契約約款の規定により支払いを要することとなった衛星デジタル多チャンネル放送サービスの料金以外の債務等を含みます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (8) 委託申込者または委託申込者の役員もしくは出資者が、当社が提供する他のサービスの料金またはその他の債務等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (9) A種委託申込に係る地球局または地球局からの送信が、当社が衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供するにあたって、技術条件等を遵守できないおそれがあるとき。

- (10) 認定申請書及び認定証に記載された事項が、当社が指定した事項及び委託申込者が予約申込時に当社に提出した資料の記載と異なることによって、当社の業務の遂行上著しい支障が生じる恐れがあるとき。
 - (11) 委託申込者の認定証に記載された事項に従わない放送を当社に委託しようとするとき、もしくは委託する恐れがあると判明したとき。
 - (12) 委託申込者が、同一トランスポンダにおいて他の委託申込者及び委託契約者等と共に一の統計多重方式を選択する場合は、委託契約者等が、そのトランスポンダにおいて共に統計多重方式を選択することとなる他の全ての委託申込者及び委託契約者等との間で、委託契約の申込の時点において互いにその統計多重方式を選択することに合意していないとき、またはその合意をする見込みのないとき。
 - (13) その他衛星デジタル多チャンネル放送サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 前項の規定に基づき当社が委託申込を承諾しなかったときは、委託申込者は、放送開始予定日から起算して6か月が経過する日までに認定された放送番組について委託申込者の責任と負担により放送法の規定に基づく委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ていただきます。

第2節 委託契約者が行う委託契約の変更の請求等

(委託契約の種別の変更の請求等)

第22条 委託契約者は、委託契約の種別の変更の請求ができます。

ただし、種別の変更にあたっては、同時に衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダの周波数を変更していただくことがあります。

- 2 委託契約者は、前項の規定に基づく変更の請求と同時に放送法の規定に基づく委託放送事項等の変更に係る申請書を総務大臣に提出していただくか、または放送法の規定に基づく委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ていただきます。

(品目の変更の請求等)

第23条 委託契約者は、品目の変更の請求ができます。

ただし、品目の変更にあたっては、同時に衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダの周波数及び伝送容量もしくは基準伝送容量及びデジタル符号化装置等の据付け場所を変更していただくことがあります。

- 2 委託契約者は、前項の規定に基づく変更の請求と同時に放送法の規定に基づく委託放送事項等の変更に係る申請書を総務大臣に提出していただくか、または放送法の規定に基づく委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ていただきます。

(B種委託契約の料金プランの変更の請求等)

第24条 B種委託契約者は、最初の委託契約の利用開始日から料金プラン変更請求日までの間に委託契約の解除がなかった場合に限り、料金プランの変更の請求ができます。ただし、変動型料金プラン適用のB種委託契約者(以下「変動型B種委託契約者」といいます。)は、料金プランの変更の請求はできません。

2 B種委託契約者は、料金プランの変更の請求にあたっては、次に掲げる変動型料金プラン確認事項を記載した当社所定の料金プラン変更請求書を当社に提出していただきます。

- (1) 氏名(B種委託契約者が法人の場合は、会社名及び代表者氏名)
- (2) 住所
- (3) 経営形態及び資本出資の額
- (4) 変動型料金プラン変更実施希望日

- (5) 会計年度期初日及び期末日
- (6) 定時株主総会の実施月
- (7) 選任された会計監査人(公認会計士または監査法人に限ります。)の氏名または法人名(会計監査人との契約書もしくは当該会計監査人の選任を議決した株主総会の決議書の写しを添付していただきます。)及びその連絡先
- (8) 変動型料金プラン変更実施希望日が属するB種委託契約者の会計年度の前年度の委託放送業務に係る営業収入の合計額(当社が第4項各号のB種委託契約者の収入を確認できる書類及び前号の会計監査人の監査報告書の写しを添付していただきます。)
- (9) 月次営業収入の報告日(対象となる月度の翌月末までの日とします。)
- (10) その他料金プラン変更の内容を特定するための事項
 - 3 当社は、前項第(7)号の会計監査人に、料金プラン変更請求書に記載または添付された事項について問い合わせができることとします。
 - 4 第2項第(8)号の営業収入は、次の各号のB種委託契約者の視聴料収入等の合計額とします。
 - (1) B種委託契約者の有料放送サービス契約約款(放送法の規定に基づき、B種委託契約者が有料放送の役務の提供条件について定めた契約約款に限ります。以下同じとします。)の規定に基づき有料放送の役務を提供することにより得る視聴料収入
 - (2) 有料放送サービス契約約款以外の視聴契約に基づきB種委託契約者が放送番組を供給することにより得る視聴料収入
 - (3) B種委託契約者と放送番組を供給するB種委託契約者以外の者(以下「放送番組供給者」といいます。)との契約に基づき、B種委託契約者が、放送番組供給者から供給された放送番組の放送を当社に委託することにより得る営業収入
 - (4) B種委託契約者の放送番組の同時再送信を行う有線テレビジョン放送事業者等(有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)の規定に基づく有線テレビジョン放送事業者、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)の規定に基づく有線ラジオ放送を行う者及び電気通信役務利用放送法(平成13年法律第85号)の規定に基づく電気通信役務利用放送事業者のうち電気通信役務利用放送法施行規則(平成14年総務省令第5号)の規定に基づく有線役務利用放送を行う者をいいます。)に放送番組を供給することにより得る営業収入

(人工衛星の変更の請求等)

第25条 委託契約者は、委託契約者以外の委託放送事業者(以下「他の委託放送事業者」といいます。)との間でそれぞれの委託放送業務の認定において総務大臣に指定された放送を委託する人工衛星を同時に変更することを合意したときに限り、当社に人工衛星の変更を請求することができます。委託契約者は、それ以外の場合には人工衛星の変更の請求はできません。また、B種委託契約者が第11条(地球局設備等の据付け等)第7項の規定に基づきデジタル符号化装置等の運用等をデジタル符号化装置等運用者に委託しているときは、当社に人工衛星の変更を請求する前に、B種委託契約者の責任と負担によりデジタル符号化装置等運用者に人工衛星の変更に係る承諾を得ていただきます。

- 2 委託契約者は、人工衛星の変更にあたっては、同時に衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダの周波数、地球局(A種委託契約に限ります。)、伝送容量係数(B種委託契約に限ります。)、放送番組の数(B種委託契約に限ります。))及びデジタル符号化装置等の据付け場所(B種委託契約に限ります。))を変更していただくことがあります。
- 3 委託契約者は、第1項の規定に基づく変更の請求と同時に放送法の規定に基づく委託放送事項等の変更に係る申請書を総務大臣に提出していただくか、または放送法の規定に基づく委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ていただきます。

(放送番組の数の変更の請求等)

第26条 B種委託契約者は、放送番組の数の変更の請求ができます。

- 2 B種委託契約者は、放送番組の数の追加にあたっては、追加する放送番組に係る認定申請書の写し及び認定証の写しを添えて、当社に請求していただきます。
- 3 B種委託契約者は、放送番組の数の変更にあたっては、同時に衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダの周波数、伝送容量または基準伝送容量及びデジタル符号化装置等の据付け場所を変更していただくことがあります。
- 4 B種委託契約者は、放送番組の数を追加するために第2項の規定に基づき請求をするときは、その放送番組の放送開始予定日までにこれを行っていただきます。また、B種委託契約の変更実施日は、その放送番組の放送開始予定日から起算して6か月以内の日とします。
- 5 統計多重方式を選択したB種委託契約者が、その統計多重方式を利用した放送番組の数の変更の請求をするときは、当該B種委託契約者は、同一トランスポンダにおいて共に統計多重方式を利用する他の全ての委託申込者及び委託契約者等との間で当該放送番組の数を変更することに合意する旨の書面を当社に提出して頂きます。
- 6 B種委託契約者は、放送番組の数を減らすために第1項の規定に基づき放送番組の数の変更の請求をするときは、当社が変更の請求を承諾した日以降速やかに、委託契約者の責任と負担により、その減らす放送番組について放送法の規定に基づき委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ていただきます。その場合の委託放送業務の廃止の日は、当社が承諾した契約変更実施日と同日としていただきます。
- 7 当社は、B種委託契約者が第34条(放送番組の数の追加予約)の規定に基づき放送番組の数の追加予約をするときは、第36条(追加予約の申込の承諾等)の規定に基づき当社が当該予約の申込を承諾した放送番組の追加の請求のみ受け付けます。

(委託契約のトランスポンダの周波数の変更の請求等)

第27条 委託契約者は、委託契約のトランスポンダの周波数の変更の請求ができます。

- 2 A種委託契約者は、A種委託契約のトランスポンダの周波数の変更について必要な電波法の規定に基づく地球局の無線局免許の変更の手続きをA種委託契約者の責任と負担によって実施していただきます。
- 3 B種委託契約者は、B種委託契約のトランスポンダの周波数の変更にあたっては、B種委託契約の伝送容量または基準伝送容量及びデジタル符号化装置等の据付け場所を変更していただくことがあります。
- 4 委託契約者は、前3項の規定に基づく変更の請求と同時に放送法の規定に基づく委託放送事項等の変更に係る申請書を総務大臣に提出していただきます。

(伝送容量、基準伝送容量及び伝送容量係数の変更の請求等)

第28条 B種委託契約者は、以下の各号に定める事項の変更を行う場合には、当社に対してその旨を請求していただきます。ただし、これらの変更にあたり、同時に衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダの周波数及びデジタル符号化装置等の据付け場所を変更していただくことがあります。

- (1) B種委託契約者が統計多重方式を新たに選択する場合、B種委託契約に定める伝送容量から選択した基準伝送容量への変更
- (2) 統計多重方式を既に選択しているB種委託契約者がB種委託契約に定める基準伝送容量を変更する場合、その基準伝送容量の変更
- (3) 統計多重方式を既に選択しているB種委託契約者が統計多重方式の利用を中止する場合、B種委託契約に定める基準伝送容量から伝送容量への変更

- 2 前項の変更の請求にあたり、B種委託契約者は、同一トランスポンダにおいて共に統計多重方式を利用している他の全ての委託申込者及び委託契約者等との間で基準伝送量容量を変更することに合意する旨を書面にて変更の前日までに当社に提出していただきます。
- 3 B種委託契約者は、B種委託契約に定める伝送容量係数の変更の請求ができます。ただし、伝送容量係数の変更にあたっては、同時に衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダの周波数及びデジタル符号化装置等の据付け場所を変更していただくことがあります。
- 4 B種委託契約者は、第1項の規定に基づく変更の請求と同時に放送法の規定に基づく委託放送事項等の変更に係る申請書を総務大臣に提出していただきます。ただし、放送法の規定に基づく委託放送事項等のうち、伝送容量または基準伝送容量の変更を伴わない伝送容量係数の変更の場合は、この限りではありません。
- 5 B種委託契約者は、放送番組の追加のために伝送容量係数の合計値の変更を請求するときは、その放送番組の放送開始予定日から6か月以内にこれを行っていただきます。また、B種委託契約の変更実施日は、その放送番組の放送開始予定日から6か月以内の日とさせていただきます。
- 6 B種委託契約者は、放送番組の数を減らすために伝送容量係数の合計値の変更を請求するときは、放送番組の数を減らす日の前日までにこれを行っていただきます。

(利用開始予定日等の変更の請求)

第29条 委託契約者は、利用開始予定日の変更の請求ができます。

ただし、利用開始予定日の延期については、放送開始予定日から起算して8か月以内とします。

- 2 B種委託契約者は、第26条(放送番組の数の変更の請求等)第4項及び第28条(伝送容量、基準伝送容量及び伝送容量係数の変更の請求等)第5項の規定に基づくB種委託契約の変更実施日の変更の請求ができます。

ただし、B種委託契約の変更実施日の延期については、変更に係る放送番組の放送開始予定日から起算して8か月以内とします。

(利用期間の変更の請求の禁止)

第30条 委託契約者は、利用期間の延長または短縮の請求はできません。

ただし、前条(利用開始予定日等の変更の請求)の規定に基づき衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始が利用開始予定日より遅れる場合に限り、その遅延日数相当の期間につき利用期間の短縮の請求ができます。

(A種委託契約の地球局の変更等の請求等)

第31条 A種委託契約者は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係る地球局の追加、変更、移転または撤去並びにそれらの設置予定場所及び据付け完了予定日の変更の請求ができます。

- 2 A種委託契約者が地球局の据付け完了予定日を変更することによって、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始予定日を変更する場合は、第29条(利用開始予定日等の変更の請求)及び前条(利用期間変更の請求の禁止)の規定を準用します。

- 3 B種委託契約者は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る地球局設備並びにデジタル符号化装置等の据付け場所の変更の請求はできません。

(変更の請求に対する承諾等)

第32条 委託契約者は、第22条(委託契約の種別の変更の請求等)、第23条(品目の変更の請求等)及び第25条(人工衛星の変更の請求等)から前条(A種委託契約の地球局の変更等の請求等)の規定に基づいて委託契約の変更を請求するときは、請求する委託契約事項及び変更実施希望日等を記載した当社所定の委託契約変更請求書を当社に提出していただきます。

2 委託契約者は、第25条(人工衛星の変更の請求等)第1項の規定に基づく人工衛星の変更の請求にあたっては、前項の委託契約変更請求書に他の委託放送事業者との人工衛星の変更に係る合意を証明する書類と、B種委託契約の場合にはデジタル符号化装置等運用者の承諾を証明する書類を添付していただきます。

3 当社は、第1項の規定に基づき委託契約の変更の請求があったときは第21条(委託申込の承諾)第1項の規定に準じて、変更実施日を指定し承諾書を交付することにより承諾します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、変更の請求を承諾しないことがあります。

(1) 第22条(委託契約の種別の変更の請求等)第2項、第23条(品目の変更の請求等)第2項、第25条(人工衛星の変更の請求等)第3項、第27条(委託契約のトランスポンダの周波数の変更の請求等)第4項もしくは第28条(伝送容量、基準伝送容量及び伝送容量係数の変更の請求等)第28条4項の規定に基づく委託契約者の申請を総務大臣が許可しない場合

(2) 第40条(当社が行う委託契約のトランスポンダの周波数の変更の請求等)、第41条(当社が行うB種委託契約の伝送容量及び基準伝送容量の変更の請求等)及び第42条(B種委託契約のデジタル符号化装置等の据付け場所の指定の変更等)の規定に基づく当社による変更の請求を委託契約者が承諾しない場合

(3) 第26条(放送番組の数の変更の請求等)第5項または第28条(伝送容量、基準伝送容量及び伝送容量係数の変更の請求等)第2項の規定に基づき、同一トランスポンダにおいて共に統計多重方式を利用する他の全ての委託申込者及び委託契約者等との間で当該放送番組の数を変更することに合意がなされていない場合

4 当社は、前項の規定に拘わらず、B種委託契約者が第63条(追加保証金の支払義務等)の規定に基づく追加保証金(以下「追加保証金」といいます。)を支払わなかったときは、第26条(放送番組の数の変更の請求等)の規定に基づくB種委託契約者の放送番組の数の請求及び放送番組の数の変更に伴うB種委託契約者の第28条(伝送容量、基準伝送容量及び伝送容量係数の変更の請求等)の規定に基づく伝送容量係数の合計値の変更の請求を承諾しないことがあります。

5 当社は、第24条(B種委託契約の料金プランの変更の請求等)第2項の規定に基づき料金プランの変更の請求があったときは、変動型料金プラン確認事項及び第61条(変動型料金プラン保証金の支払義務等)第1項の規定に基づく変動型料金プラン保証金の額と支払期日を当社所定の書面でB種委託契約者に通知し、B種委託契約者の変動型料金プラン保証金の入金の確認をもって、変動型料金プラン実施日を指定し承諾書を交付することにより承諾します。

6 当社は、前項の規定に拘わらず、次の各号のいずれかに該当する場合には料金プランの変更の請求を承諾しないことがあります。なお、当社は、当該請求を承諾しないときは、書面でB種委託契約者に通知します。

(1) 変動型料金プラン実施希望日が利用開始日を起算日として3年が経過していないとき。

(2) B種委託契約者の資本出資の額が5億円未満のとき。ただし、資本出資の額が5億円未満であっても、B種委託契約者が会計監査人を選任している場合はこの限りではありません。

(3) B種委託契約者が有料放送事業者ではないとき。

(4) 料金プラン変更請求書に記載される変動型料金プラン確認事項が当社の調査により、事実と異なることが判明したとき。

(5) B種委託契約者が支払期日までに第61条(変動型料金プラン保証金の支払義務等)の規定に基づく変動型料金プラン保証金を支払わなかったとき。

- (6) 変動型料金プラン変更実施希望日が属するB種委託契約者の会計年度の前年度の委託放送業務に係る営業収入の合計額が料金表第6表(変動型料金プランに係るB種委託契約者の営業収入の基準額)に規定する基準額に満たないとき。
- (7) その他、変動型料金プランの適用が当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(委託契約の更新の請求等)

第33条 委託契約者は、委託契約の更新の請求ができます。

- 2 委託契約者は、委託契約の更新の請求をする場合には、利用期間終了日の3か月前までに更新を請求する委託放送事項等を記載した当社所定の委託契約更新請求書を当社に提出していただきます。委託契約者が委託契約の更新の請求を利用期間終了日の3か月前までに行わない場合は、更新の請求ができないことがあります。
- 3 委託契約の更新後の利用期間は利用期間終了日の翌日から5年間とします。ただし、変動型B種委託契約者の委託契約の更新後の利用期間は利用期間終了日の翌日から10年間とします。
- 4 前項の規定に拘わらず、委託契約(変動型B種委託契約を除きます。以下この項において同じとします。)に係る利用開始日より当該契約(委託契約の更新により継続されるものを含みます。)に係る利用期間が10年を経過した日(以下「利用期間10年経過日」といいます。)以降の委託契約に係る利用期間は、利用期間終了日の3ヶ月前までに委託契約者(変動型B種委託契約者を除きます。以下この項において同じとします。)から委託契約を終了する旨の書面による通知が当社に提出されない場合であって、当社がそのことによって委託契約を更新できない場合がある旨を委託契約者に通知しないときは、利用期間終了日の翌日から1年間とします。ただし、委託契約者が利用期間10年経過日以降に第2項の委託契約の更新の請求をする場合、委託契約の更新後の利用期間は利用期間終了日の翌日から1年以上2年以下の期間とします。
- 5 前2項の規定に拘わらず、委託再契約者は、第53条(委託契約の再契約申込)に規定する委託再契約(以下この条において同じとします。)に係る再利用開始日以降2年間は、委託再契約の更新後の利用期間を1年間とし、再利用開始日から起算して2年を経過した日の翌日から10年を経過するまでは、委託再契約の更新後の利用期間を5年間とし、再利用開始日から起算して12年を経過した日の翌日以降の委託再契約の更新後の利用期間を1年間とします。
- 6 委託契約者は、委託契約の更新の請求にあたっては、第62条(委託契約更新時における更新保証金の支払義務)の規定に基づく更新保証金を第66条(料金等の支払方法等)に定める支払期日までに支払っていただきます。
- 7 前項の規定に拘わらず、委託再契約者は、委託再契約の再利用開始日以降、最初の委託再契約の更新の請求にあたっては、第64条(再契約保証金等の支払義務等)の規定に基づく再契約継続保証金を第66条(料金等の支払方法等)に定める支払期日までに支払っていただきます。
- 8 当社は、第2項の規定に基づく委託契約の更新の請求があったときは、第21条(委託申込の承諾)の規定に準じて当社所定の承諾書により承諾します。ただし、当社は、委託契約者が第6項の規定に基づく更新保証金を支払期日までに支払わなかったときは、委託契約の更新を承諾しないことがあります。
- 9 前項の規定に拘わらず、当社は、第2項の規定に基づく委託再契約の更新の請求があったときは、第55条(委託再契約の申込の承諾等)の規定に準じて当社所定の承諾書により承諾します。ただし、当社は、委託再契約者が第6項の規定に基づく更新保証金または第7項の規定に基づく再契約継続保証金を支払期日までに支払わなかったときは、委託再契約の更新を承諾しないことがあります。

第3節 B種委託契約者が行う放送番組の数の追加の予約等

(放送番組の数の追加予約)

第34条 第26条(放送番組の数の変更の請求等)第2項の規定に基づき、委託する放送番組の数の追加を請求しようとするB種委託契約者は、その請求の前に本節の規定に基づく追加予約をしていただきます。

(追加予約の申込の方法等)

第35条 B種委託契約者は、前条(放送番組の数の追加予約)の規定に基づく追加予約の申込にあたっては、次に掲げる事項(以下「追加予約申込事項」といいます。)を記載した当社所定の追加予約申込書を当社に提出していただきます。

- (1) B種委託契約者の氏名(B種委託契約者が法人の場合は、会社名及び代表者氏名)
- (2) 品目
- (3) 追加予約する放送番組の数
- (4) 追加予約する伝送容量係数(複数の放送番組を追加するときは、伝送容量係数の合計値もあわせて申し込んでいただきます。)
- (5) B種委託契約者が、同一トランスポンダにおいて共に統計多重方式を利用する他の全ての委託申込者及び委託契約者等との間で当該放送番組の数を変更することに合意する旨の書面
- (6) 追加実施希望日(複数の放送番組を追加するときは、それぞれの追加実施希望日を申し込んでいただきます。)
- (7) 資金計画(前号の追加実施希望日が属する年度から5年間の資金計画を記載していただきます。)と資金調達の方法(自己資金についてはその資金を預託する金融機関の発行する残高証明の写しを添付していただき、金融機関等からの融資または借り入れることにより資金を調達する場合はその取引金融機関等の名称及び問い合わせ先と融資の額または借入金の額を記載していただき、それを証明する書類(融資予約契約書の写し等をいいます。)を添付していただきます。)
- (8) 事業収支見積り(第(6)号の追加実施希望日が属する年度から5年間の事業収支見積りを記載していただきます。)と主たる取引先の名称とそれらの問い合わせ先
- (9) その他追加予約の申込の内容を特定するための事項
 - 2 当社は、前項第(7)号の取引金融機関等及び前項第(8)号の主たる取引先に、追加予約申込書に記載または添付された事項について、問い合わせができることとします。

(追加予約の申込の承諾等)

第36条 当社は、追加予約の申込を受け付けた順序に従い、追加予約の申込を承諾する放送番組の数、伝送容量係数、追加実施予定日、放送番組ごとのトランスポンダの周波数、追加する放送番組のデジタル符号化装置等の据付け予定場所、追加保証金及び追加保証金の支払期日を当社所定の書面でB種委託契約者に通知します。

2 前項の規定に拘わらず次のいずれかに該当する場合には、当社は、追加予約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 追加予約の申込のあった人工衛星の運用を中止もしくは停止しているとき。
- (2) 追加予約の申込のあった衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供するために使用するトランスポンダ、未利用伝送容量、または地球局設備が無いとき。
- (3) B種委託契約者またはB種委託契約者の役員もしくは出資者が、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの料金(契約約款の規定により支払いを要することとなった衛星デジタル多チャンネル放送サービスの料金以外の債務等を含みます。)の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (4) B種委託契約者またはB種委託契約者の役員もしくは出資者が、当社が提供する他のサービスの料金またはその他の債務等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

- (5) 当社の調査により、事業収支見積りが達成困難と認められるとき。
- (6) 当社の調査により、資金計画または資金調達の方法が事実と異なることが判明したとき。
- (7) B種委託契約者が、同一トランスポンダにおいて他の委託申込者及び委託契約者等と共に一の統計多重方式を選択する場合は、委託契約者等が、そのトランスポンダにおいて共に統計多重方式を選択することとなる他の全ての委託申込者及び委託契約者等との間で、委託契約の追加予約の申込の時点において互いにその統計多重方式を選択することに合意していないとき、またはその合意をする見込みのないとき。
- (8) 追加予約の申込を承諾することが、衛星デジタル多チャンネル放送サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(B種委託契約者の委託放送業務の認定に係る申請等)

第37条 B種委託契約者は、B種委託契約者の責任と負担により、追加する放送番組について放送法の規定に基づき委託放送業務に係る認定申請書を総務大臣に提出していただきます。

- 2 B種委託契約者は、前項の申請書の提出にあたっては、当社が前条(追加予約の申込の承諾等)の規定に基づき承諾及び指定した内容(放送開始予定日は、前条(追加予約の申込の承諾等)第1項の追加実施予定日としていただきます。)により委託放送業務に係る認定申請書を総務大臣に提出していただきます。

第4節 当社が行う委託契約の変更

(トランスポンダ障害等に伴う委託契約の変更)

第38条 当社は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生したため、またはその他やむを得ない事由により衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供できない場合で、委託契約に定めた委託契約事項と異なる委託契約事項によって衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供できるときは、委託契約者にその旨書面で通知します。

- 2 委託契約者は、前項の規定に基づく当社からの通知を受領後、委託契約の変更を承諾できるときは、速やかにその旨を当社に書面にて通知していただき、同時に放送法の規定に基づく委託放送事項等の変更に係る申請書を総務大臣に提出していただきます。
- 3 当社は、総務大臣が前項の規定に基づく委託放送事項等の変更を許可した日をもって委託契約を変更します。
- 4 委託契約者は、委託契約の変更を承諾できないときは、第1項の通知受領後60日以内にその旨当社に書面で通知していただきます。当社は、60日以内にその通知がないときは、委託契約者が第1項の規定に基づく委託契約の変更を承諾したものとみなします。その場合には、委託契約者は、第2項の規定に基づく放送法上の手続きを速やかに行っていただきます。

(当社が行うB種委託契約の料金プランの変更の請求等)

第39条 当社は、変動型B種委託契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、変動型B種委託契約者に対し、固定型料金プランへの変更の請求を書面にて行うことができるとし、変動型B種委託契約者はその請求を拒めません。

- (1) 第82条(変動型B種委託契約者の月次営業収入の確認)の規定に拘わらず、月次営業収入に係る当社への報告を怠ったとき
- (2) 第83条(変動型B種委託契約者の会計年度中の営業収入の確認)の規定に拘わらず、監査報告書の写しを当社に提出しなかったとき

- (3) 第85条(会計監査人の変更等)の規定に拘わらず、会計監査人の変更を当社に届け出なかったとき
 - (4) 資本出資の額が5億円未満の変動型B種委託契約者が会計監査人を解任し新たな会計監査人を選任しなかったとき
 - (5) その他変動型B種委託契約者の法令またはこの契約約款の規定に反する行為により、変動型料金プランの衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供が困難となったとき
- 2 当社は、前項第(2)号に該当する場合における料金プランの変更の実施にあたっては、変更実施日が属する会計年度の前年度の期初日を固定型料金プランの利用開始日として取り扱い、第(1)号、第(3)号、第(4)号または第(5)号に該当する場合における料金プランの変更の実施にあたっては、変更実施日が属する会計年度の期初日を固定型料金プランの利用開始日として取り扱います。

(当社が行う委託契約のトランスポンダの周波数の変更の請求等)

第40条 当社は、委託契約者が第22条(委託契約の種別の変更の請求等)、第23条(品目の変更の請求等)、第25条(人工衛星の変更の請求等)、第26条(放送番組の数の変更の請求等)及び第28条(伝送容量、基準伝送容量及び伝送容量係数の変更の請求等)の規定に基づき委託契約の変更の請求をしたとき、第35条(追加予約の申込の方法等)の規定に基づき追加予約を申し込んだとき、またはトランスポンダの有効利用その他当社が必要と認めるときは、委託契約者に対し委託契約のトランスポンダの周波数の変更の請求を書面にて行うことができることとします。

- 2 当社は、委託契約者が前項の書面受領後、当社と協議の上その請求を書面にて承諾したときは、委託契約のトランスポンダの周波数の変更を書面にて通知します。委託契約者は、その通知を受領後、速やかに放送法の規定に基づく委託放送事項等の変更に係る申請書を総務大臣に提出していただきます。また、当該委託契約者がA種委託契約者であるときは、A種委託契約に基づく衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係る地球局の無線局免許の変更に係る申請書を総務大臣に提出していただきます。
- 3 委託契約者は、前項の当社との協議を拒めません。
- 4 当社は、総務大臣が放送法の規定に基づく委託契約者の委託放送事項等の変更を許可した日をもって委託契約のトランスポンダの周波数を変更します。なお、当社は、総務大臣が当該変更を許可しないときは、前3項の規定に拘わらず委託契約に定めるトランスポンダの周波数を変更しません。

(当社が行うB種委託契約の伝送容量及び基準伝送容量の変更の請求等)

第41条 当社は、B種委託契約者が第23条(品目の変更の請求等)、第25条(人工衛星の変更の請求等)、第26条(放送番組の数の変更の請求等)及び第27条(委託契約のトランスポンダの周波数の変更の請求等)の規定に基づき委託契約の変更の請求をしたとき、第35条(追加予約の申込の方法等)の規定に基づき追加予約を申し込んだとき、またはトランスポンダの有効利用その他当社が必要と認めるときは、B種委託契約者に対し伝送容量または基準伝送容量の変更の請求を書面にて行うことができることとします。

- 2 当社は、B種委託契約者が前項の書面受領後、当社と協議の上その請求を書面にて承諾したときは、伝送容量または基準伝送容量の変更を書面にて通知します。B種委託契約者は、その通知を受領後、速やかに放送法の規定に基づく委託放送事項等の変更に係る申請書を総務大臣に提出していただきます。
- 3 B種委託契約者は、前項の当社との協議を拒めません。
- 4 当社は、総務大臣が放送法の規定に基づくB種委託契約者の委託放送事項等の変更を許可した日をもって伝送容量または基準伝送容量を変更します。なお、当社は、総務大臣が当該変更を許可しないときは、前3項の規定に拘わらず伝送容量または基準伝送容量を変更しません。

(B種委託契約のデジタル符号化装置等の据付け場所の指定の変更等)

第42条 当社は、B種委託契約者が第23条(品目の変更の請求等)、第25条(人工衛星の変更の請求等)、第26条(放送番組の数の変更の請求等)、第27条(委託契約のトランスポンダの周波数の変更の請求等)、及び第28条(伝送容量、基準伝送容量及び伝送容量係数の変更の請求等)の規定に基づき委託契約の変更の請求をしたとき、または第35条(追加予約の申込の方法等)の規定に基づき追加予約を申し込んだときは、B種委託契約のデジタル符号化装置等の据付け場所の指定を変更できることとします。その場合は、当社は、デジタル符号化装置等の据付け場所を変更する日(以下「据付け場所変更日」といいます。)を定め、新たなデジタル符号化装置等の据付け場所及びデジタル符号化装置等の据付け場所変更日を記載した当社所定のデジタル符号化装置等変更通知書をB種委託契約者に通知します。

2 当社は、トランスポンダの有効利用その他当社が必要と認めるときは、B種委託契約のデジタル符号化装置等の据付け場所の指定を変更できることとします。その場合は、当社は、デジタル符号化装置等の据付け場所変更日を定め、新たなデジタル符号化装置等の据付け場所及びデジタル符号化装置等の据付け場所変更日を記載した当社所定のデジタル符号化装置等変更通知書を、デジタル符号化装置等の据付け場所変更日より3ヶ月以上前までにB種委託契約者に通知します。

3 B種委託契約者は、前2項に規定するデジタル符号化装置等の据付け場所変更日までに、デジタル符号化装置等の据付け場所をB種委託契約者の責任と負担により変更していただきます。

第5節 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日等

(放送衛星局等の運用開始日)

第43条 当社は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る放送衛星局の運用が可能となる日(以下「A種運用開始日」といいます。)を定めます。

2 A種委託契約者は、前項のA種運用開始日以降でなければ、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用はできません。

3 当社は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るB種委託契約に基づく地球局設備の運用が可能となる日(以下「B種運用開始日」といいます。)を定めます。

4 B種委託契約者は、前項のB種運用開始日以降でなければ、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用はできません。

(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日)

第44条 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日は、委託契約者が放送法の規定に基づき総務大臣に届け出る委託放送業務の開始日に拘わらず、委託契約に定めた利用開始予定日とします。

2 前項の規定に拘わらず、A種運用開始日が利用開始予定日より遅れた場合は、そのA種運用開始日を衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日とします。

3 第1項の規定に拘わらず、B種運用開始日が利用開始予定日より遅れた場合は、そのB種運用開始日を衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日とします。

ただし、B種運用開始日の遅れが、B種委託契約者の責に帰すべき事由に起因する場合は、B種委託契約に定めた利用開始予定日を衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日とします。

第6節 権利の承継等

(相続、委託放送業務を行う事業の譲渡または法人の合併もしくは分割による委託契約者の地位の承継)

第45条 委託契約者について相続があったときは、その相続人は、委託契約者の地位を承継するものとします。この場合において、相続人は、その事実を証明する書類を添えて、すみやかに当社所定の地位承継届出書を提出していただきます。

- 2 前項の場合において、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 委託契約者が委託放送業務を行う事業を譲渡、または委託契約者たる法人が合併もしくは分割(委託放送業務を行う事業を承継させるものに限ります。)をしたときは、当該事業を譲り受けた者または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人もしくは分割により当該事業の承継を受けた法人は、放送法の規定に基づく総務大臣の認可後、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社所定の地位承継届出書を提出していただくことにより、委託契約者の地位を承継するものとします。
- 5 当社は、第1項及び前項に規定する委託契約者の地位の承継が行われた場合であって、委託契約者の地位の承継を受けた者が既に同じ種別の委託契約を締結しているときは、当該承継を受けた者との委託契約に指定した放送番組の数及び伝送容量係数に当該承継を行った者との委託契約に指定した放送番組の数及び伝送容量係数を合算して、当該承継を行った者との委託契約を終了することができることとし、合算後の当該承継を受けた者との委託契約の利用開始日は、早い方を優先して取り扱います。
- 6 当社は、委託契約者と委託再契約者との間に相続、委託放送業務を行う事業の譲渡、または法人の吸収合併もしくは吸収分割が行われるときは、前項の取り扱いをしません。

(全額出資者による委託契約の地位の承継)

第46条 委託契約者の全額出資者は、委託契約者の当社への放送の委託の継続を目的として自ら総務大臣より放送法の規定に基づく委託放送業務の認定を受けたときは、委託契約者が当社との間で締結した委託契約の地位を承継することができます。

- 2 委託契約者の全額出資者は、前項の規定に基づき委託契約の地位を承継するときは、認定申請書の写し及び認定証の写しを添えて当社所定の地位承継届出書を提出していただきます。

(委託放送事項の変更)

第47条 委託契約者は、委託放送事項の変更を目的として新たに総務大臣より放送法の規定に基づき委託放送業務の認定を受け、従前の委託放送業務を廃止したときは、従前に当社との間で締結した委託契約を継続することができます。

- 2 委託契約者は、前項の規定に基づき委託契約を継続するときは、認定申請書の写し及び認定証の写しを当社に提出していただきます。

(委託契約者の氏名等の変更)

第48条 委託契約者は、その氏名もしくは名称または住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社所定の氏名等の変更届出書を届け出ていただきます。

第7節 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の中止及び停止

(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の中止)

第49条 当社は、当社の人工衛星及びB種委託契約に係る地球局設備の保守もしくは工事のため、またはその他緊急やむを得ないとき、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供を中止します。

- 2 当社は、前項の規定により人工衛星及びB種委託契約に係る地球局設備の保守または工事のために衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供を中止するときは、緊急やむを得ないときを除き、中止する日の60日前までに、その旨を委託契約者に通知します。

(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の停止)

第50条 当社は、委託契約者が次のいずれかに該当する場合には、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供を停止することができることとします。

- (1) 総務大臣より交付を受けた認定証が効力を失ったとき。(第47条(委託放送事項の変更)第1項の規定に基づき委託契約を継続することとし、同条第2項に定める書類を当社に提出した場合を除きます。)
- (2) 法令に基づく処分等を受けたとき。
- (3) 委託契約の規定により支払うべき料金その他の債務等のいずれかについて、第66条(料金等の支払方法等)に定める支払期日までに支払わなかったとき。
- (4) 第71条(地球局設備等の維持及び管理)の規定に違反したとき。
- (5) 第72条(放送衛星局または地球局の検査及び点検等)第3項の規定に違反して、当社の検査、点検またはテスト及び立合いを拒んだとき。
- (6) 第79条(A種委託契約に係る地球局の運用)の規定に違反したとき。
- (7) 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係る地球局に関し、技術条件等を遵守しないとき。(A種委託契約に限ります。)
- (8) 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係るデジタル符号化装置等に関し、技術条件等を遵守しないとき。(B種委託契約に限ります。)
- (9) 第80条(他人が地球局からの送信を行う場合のA種委託契約者の義務)第2項の規定に関連して、A種委託契約者以外の者のなす行為が第(4)号から第(7)号までのいずれかに該当したとき。
- (10) 第11条(地球局設備等の据付け等)第8項の規定に関連して、デジタル符号化装置等運用者のなす行為が第(4)号、第(5)号及び第(8)号のいずれかに該当したとき。
- (11) 委託契約者が、認定証に記載された事項に従わない放送を当社に委託したとき、もしくは委託する恐れがあることが判明したとき。
 - 2 当社は、前項の規定により衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由、提供を停止する日時及び期間を委託契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第8節 委託契約の解除

(委託契約者が行う委託契約の解除)

第51条 委託契約者は、当社から委託契約者の責に帰しえない事由に基づき衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供開始が委託契約に定めた当初の利用開始予定日より60日以上遅れる旨の通知を受けたときは、通知受領後60日以内に当社所定の委託契約解除通知書を提出することによって、委託契約を解除することができます。その場合には、委託契約者は、委託契約者の責任と負担により放送法の規定に基づき委託契約の解除に係る放送番組について委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ていただきます。その場合の委託放送業務の廃止の日は、委託契約の解除の日と同じ日としていただきます。

- 2 委託契約者は、委託契約に基づく衛星デジタル多チャンネル放送サービスの料金の額が料金表の変更のため増加する旨の通知を当社から受けたときは、変更後の料金表の実施期日またはその実施期日以降の日を契約解除日として、通知受領後90日以内に当社所定の委託契約解除通知書を提出することによって、委託契約を解除することができます。ただし、契約解除日を過去に遡って定めることはできません。委託契約者は、当社への委託契約の解除の通知と同時に委託契約者の責任と負担により放送法の規定に基づきその放送番組についての委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ていただきます。その場合の委託放送業務の廃止の日は、委託契約の解除の日と同じ日としていただきます。
- 3 委託契約者は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生した場合であって、当社がそのトランスポンダ障害を知った時刻から当社がトランスポンダの復旧を通知した時刻までの時間が、連続24時間以上もしくは連続する30日の間に累計48時間以上となった旨の通知を当社から書面により受けたときは、通知受領後90日以内に当社所定の委託契約解除通知書を提出することによって、委託契約を解除することができます。委託契約者は、当社への委託契約の解除の通知と同時に委託契約者の責任と負担により放送法の規定に基づきその放送番組についての委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ていただきます。その場合の委託放送業務の廃止の日は、委託契約の解除の日と同じ日としていただきます。
- 4 委託契約者は、前3項に定める事由以外の事由によっても委託契約を解除することができます。その場合には、委託契約者は、当社所定の委託契約解除通知書に委託契約の解除の理由及び委託契約の解除の日を記載の上、当社に提出していただきます。ただし、その場合の委託契約の解除の日は、委託契約解除通知書の提出の日の翌日以降としていただきます。委託契約者は、当社への委託契約の解除の通知と同時に放送法の規定に基づき委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ていただきます。その場合の委託放送業務の廃止の日は、委託契約の解除の日と同じ日としていただきます。

(当社が行う委託契約の解除)

第52条 当社は、次のいずれかの場合には、委託契約を解除することができるものとします。

- (1) 第50条(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の停止)第1項の規定に基づき衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供を停止した場合で、委託契約者が、相当の期間を定めてその事実を解消するよう催告を受けたにもかかわらず、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 委託契約者が契約約款の規定により支払うべき料金またはその他の債務等のいずれかについて、第66条(料金等の支払方法等)に定める支払期日までに支払わず、当社が相当の期間を定めて支払いの履行の催告を書面で行ったにも拘わらず、当該債務等を支払わなかったとき。
 - (3) 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、委託契約者が第38条(トランスポンダ障害等に伴う委託契約の変更)第4項の規定に基づき委託契約の変更を承諾しない旨を当社に通知したとき、または委託契約者が同条第2項の規定に基づく放送法上の手続きをおこなわなかったとき。
 - (4) 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、そのトランスポンダ以外のトランスポンダによっても委託契約で定めた委託契約事項による衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供ができず、かつ委託契約で定めた委託契約事項と異なる委託契約事項による衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供もできないとき。
 - (5) その他やむを得ない事由(ストライキ、ロックアウト、暴動、革命、震災、噴火、爆発、火災、水害、流行病、戦争、労働力または動力もしくは燃料の不足、日本国の法令の改廃または制定、日本国政府の命令または当社が管理できないその他の事情とします。)により衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供が出来ないとき。
- 2 当社は、前項第(1)号、第(2)号または第(3)号の規定により委託契約を解除するときは、委託契約者に委託契約を解除する理由及び委託契約の解除の日を記載した当社所定の書面にて通知しますが、前項第(4)号または第(5)号の規定によるときは、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で確認します。

- 3 当社は、第1項第(1)号の規定に拘わらず、第50条(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の停止)第1項第(1)号から第(9)号までの各号及び第(11)号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の停止をしないで、委託契約を解除する理由及び契約解除日を記載した当社所定の書面による通知によって、直ちに委託契約を解除することができます。
- 4 委託契約者は、前3項の規定に基づき当社より委託契約の解除の通知を受領したときは当該通知を受領した日から6か月以内に、委託契約者の責任と負担により放送法の規定に基づき解除した委託契約に係る放送番組についての委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ていただきます。その場合の委託放送業務の廃止の日は、委託契約の解除の通知を受領した日から6か月以内の日としていただきます。

第9節 委託契約の再契約の申込及び再契約申込の承諾等

(委託契約の再契約申込)

第53条 前条(当社が行う委託契約の解除)第1項第(2)号の規定に基づき当社から委託契約の解除を通知された委託契約者(以下「被解除者」といいます。)は、次の各号に掲げる全ての条件を満たした場合には、この節の規定に基づき、当社に委託契約の再契約(以下「委託再契約」といいます。)を申し込むことができます。

- (1) 被解除者自ら、委託契約の解除の日以降、委託再契約の申込みの日まで委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ていないこと。
 - (2) 総務大臣が、委託契約の解除の日以降、委託再契約の申込みの日までに被解除者の委託放送業務の認定を取り消していないこと。
 - (3) 被解除者が、委託契約の解除の日以前に契約約款の規定により支払いを要するにも拘わらず未だ支払っていない料金(その延滞利息を含みます。)を委託契約の解除の日以降、委託再契約の申込みの日までに当社が受領していること。
- 2 前項の規定に基づき、被解除者が委託再契約を申し込むことができる期間は、前条(当社が行う委託契約の解除)の規定に基づき当社が通知した委託契約の解除の日を起算日として6か月を超えない日までとします。

(委託再契約の申込の方法)

第54条 被解除者は、委託再契約の申込にあたっては、次に掲げる事項(以下「委託再契約申込事項」といいます。)を記載した当社所定の委託再契約申込書を当社に提出していただきます。

- (1) 氏名(被解除者が法人の場合は、会社名及び代表者氏名)
- (2) 住所
- (3) 経営形態及び資本出資の額
- (4) 出資者及びその出資の額並びに議決権の数
- (5) 役員に関する事項(役員の経歴を添付していただきます。)
- (6) 種別(委託契約の解除時と同じ種別としていただきます。)
- (7) 品目(委託契約の解除時と同じ品目としていただきます。)
- (8) 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの再利用を希望する人工衛星(委託契約の解除時と同じ人工衛星としていただきます。)
- (9) 放送番組の数(B種委託再契約の申込に限ります。また、申し込む放送番組の数は、委託契約の解除時と同じ放送番組の数としていただきます。)
- (10) 伝送容量係数(B種委託再契約の申込に限ります。なお、申し込む伝送容量係数は、委託契約の解除時と同じ伝送容量係数としていただきます。)

- (11) 再利用開始希望日
- (12) 資金計画(前号の再利用開始希望日が属する年度から5年間の計画を記載していただきます。)と資金調達の方法(自己資金についてはその資金を預託する金融機関の発行する残高証明の写しを添付していただき、金融機関等からの融資または借り入れることにより資金を調達する場合はその取引金融機関等の名称及び問い合わせ先と融資の額または借入金の額を記載していただき、それを証明する書類(融資予約契約書の写し等をいいます。)を添付していただきます。)
- (13) 事業収支見積り(第(11)号の再利用開始希望日が属する年度から5年間の計画を記載していただきます。)と主たる取引先の名称と問い合わせ先
- (14) 当社が発行した委託契約の解除通知書の写し
- (15) その他委託再契約の申込の内容を特定するための事項
 - 2 当社は、前項第(12)号の取引金融機関等及び前項第(13)号の主たる取引先に、委託再契約申込書に記載または添付された事項について、問い合わせができることとします。
 - 3 被解除者が、同一トランスポンダにおいて他の委託申込者及び委託契約者等と共に一の統計多重方式を選択する場合は、被解除者が、そのトランスポンダにおいて共に統計多重方式を選択することとなる他の全ての委託申込者及び委託契約者等との間で、委託再契約の申込の時点において互いにその統計多重方式を選択することに合意する旨を書面にて提出していただきます。

(委託再契約の申込の承諾等)

- 第55条 当社は、委託再契約の申込を承諾するときは、人工衛星、放送番組の数、伝送容量係数、再利用開始日及び利用期間(1年間とします。)を指定した委託再契約申込確認事項、第64条(再契約保証金等の支払義務等)の規定に基づく再契約保証金の額及び再契約保証金の支払期日を当社所定の書面で被解除者に通知します。
- 2 当社は、前項の規定に基づく再契約保証金を受領したときは、前項の委託再契約申込確認事項を記載した当社所定の委託再契約書の取り交わしをもって委託再契約の申込を承諾します。
 - 3 前項の規定に拘わらず、次のいずれかに該当する場合には、当社は、委託再契約の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 委託再契約の申込のあった人工衛星の運用を中止もしくは停止したとき、または人工衛星が存在しないとき。
 - (2) 委託再契約の申込のあった衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供するために使用するトランスポンダ、未利用伝送容量、または地球局設備が無いとき。
 - (3) 被解除者または被解除者の役員もしくは出資者が、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの料金(契約約款の規定により支払いを要することとなった衛星デジタル多チャンネル放送サービスの料金以外の債務等を含みます。)の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (4) 被解除者または被解除者の役員もしくは出資者が、当社が提供する他のサービスの料金またはその他の債務等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (5) 当社の調査により、事業収支見積りが達成困難と認められるとき。
 - (6) 当社の調査により、資金計画または資金調達の方法が事実と異なることが判明したとき。
 - (7) 被解除者が再契約保証金を支払わなかったとき。
 - (8) A種委託契約のうち委託再契約に係るもの(以下「A種委託再契約」といいます。)の申込みに係る地球局または地球局からの送信が、当社が衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供するにあたって、技術条件等を遵守できないおそれがあるとき。
 - (9) 被解除者が、認定証に記載された事項に従わない放送を当社に委託しようとしたとき、もしくは委託する恐れがあることが判明したとき。

- (10) 被解除者が、同一トランスポンダにおいて他の委託申込者及び委託契約者等と共に一の統計多重方式を選択する場合において、被解除者が、そのトランスポンダにおいて共に統計多重方式を選択することとなる他の全ての委託申込者及び委託契約者等との間で、委託再契約の申込の時点において互いにその統計多重方式を選択することに合意していないとき、またはその合意をする見込みのないとき。
- (11) 委託再契約の申込を承諾することが、衛星デジタル多チャンネル放送サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(委託再契約の取扱等)

第56条 当社は、前条(委託再契約の申込の承諾等)第1項の規定に基づき承諾した委託再契約については、第5条(提供範囲)から第12条(放送衛星局等の無線局免許の申請等)の規定、本章第2節(委託契約者が行う委託契約の変更の請求等)から第8節(委託契約の解除)の規定及び第5章(料金等)から第8章(その他の提供条件)の規定に準じて取り扱います。その場合には特に指定があるものを除き、「委託契約」とあるものは「委託再契約」に、「A種委託契約」とあるのは「A種委託再契約」に、「B種委託契約」とあるのは「B種委託再契約」に、「委託契約者」とあるのは「委託再契約者」に、「A種委託契約者」とあるのはA種委託再契約を締結している者たる「A種委託再契約者」に、「B種委託契約者」とあるのは「B種委託再契約者」に読み替えます。

- 2 前項の規定に拘わらず、委託再契約者は、前条(委託再契約の申込の承諾等)第1項の規定に基づき当社が指定した再利用開始日の変更の請求はできません。

第5章 料金等

第1節 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第57条 当社が提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの料金は、料金表に規定する受託放送料とします。

- 2 この契約約款において、受託放送料とは、料金表通則第3項(消費税相当額の加算)の規定により、料金表第1表(受託放送料)に規定する額に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。以下同じとします。)を加算した額を意味するものとします。
- 3 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係るA種委託契約者の地球局設備の工事、維持、運用に係る一切の費用は、A種委託契約者の負担とします。
- 4 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係る委託契約者のデジタル符号化装置等の工事、維持、運用に係る一切の費用は、委託契約者の負担とします。

第2節 料金等の支払義務

(受託放送料の支払義務)

第58条 委託契約者は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスに係る放送が行われているか否かに拘わらず、委託契約に基づき衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日から利用期間終了日までの期間または委託契約の解除により委託契約が終了した日までの期間(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日と委託契約が終了した日が同一の日である場合は、その日とします。)について、料金表に規定する受託放送料を支払っていただきます。

- 2 委託契約者は、第50条(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の停止)の規定に基づく衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の停止の期間についても、受託放送料を支払っていただきます。
- 3 A種委託契約者は、A種委託契約に係る放送が行えない状態となった場合で、その原因がA種委託契約者の地球局またはA種委託契約者の地球局からの送信にあったときは、その衛星デジタル多チャンネル放送サービスを全く利用できない状態となった期間についても、受託放送料を支払っていただきます。

(支払いを要しない料金)

第59条 当社が、第49条(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の中止)の規定に基づき衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供を中止した場合で、暦月中における利用中止時間の累計が12時間以上となったときは、中止した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する受託放送料(変動型B種委託契約については月額基本放送料とします。以下この条において同じとします。)の支払いは要しません。

- 2 A種委託契約者は、A種委託契約に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生し衛星デジタル多チャンネル放送サービスを全く利用できない状態となった場合で、その利用できなかった時間(そのことを当社が知った時刻から起算した時間とします。以下「A種利用不可時間」といいます。)の暦月中における累計(前項の利用中止時間は除きます。)が12時間以上となったときは、その時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する受託放送料の支払いを要しません。

- 3 B種委託契約者は、B種委託契約に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生したとき、またはB種委託契約者の責に帰し得ない事由によるB種委託契約に係る地球局設備の使用不能(激しい降雨、アップリンクの電波干渉その他当社が管理できない事情による使用不能は除きます。)により衛星デジタル多チャンネル放送サービスを全く利用できない状態となった場合で、その利用できなかった時間(そのことを当社が知った時刻から起算した時間とします。以下「B種利用不可時間」といいます。)の暦月中における累計(第1項の利用中止時間は除きます。)が12時間以上となったときは、その時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する受託放送料の支払いを要しません。
- 4 当社は、第1項における暦月中の利用中止時間の累計にあたっては、第1項の利用中止時間を第2項のA種利用不可時間または前項のB種利用不可時間に加算しません。
- 5 委託契約者は、第1項から第3項の規定に基づく場合のほかは受託放送料の支払いを要します。
- 6 当社は、支払いを要しないこととされた受託放送料が既に支払われているときは、その受託放送料を返還します。ただし、返還される受託放送料に対しては利息を付しません。

(固定型料金プラン保証金の支払義務等)

第60条 委託申込者は、第15条(予約申込の承諾等)第1項の規定に基づく書面を受領したときは、料金表第2表(料金プラン保証金)の規定に基づく固定型料金プラン保証金を支払っていただきます。なお、予約申込者は、総務大臣が予約申込者の委託放送業務の認定を拒否したとき、または予約申込者が当該委託放送業務の認定申請を取り下げたときは、固定型料金プラン保証金の支払いを要しません。

- 2 当社は、委託申込者が第21条(委託申込の承諾)第1項の規定に基づき当社と委託契約書を取り交わし委託契約者となったときは、支払われた固定型料金プラン保証金を委託契約者が契約約款の規定に基づき支払うべき料金等の債務に充当することができることとします。また、委託契約者は、支払った固定型料金プラン保証金を自ら料金等の債務に充当することはできません。
- 3 当社は、前項の規定に基づき支払われた固定型料金プラン保証金を委託契約者が支払うべき料金等の債務に充当したときは、その旨を委託契約者に通知します。
- 4 委託契約者は、委託契約者が次の各号のいずれかに該当することにより、当社から固定型料金プラン保証金の残額がある旨の通知を受けたときは、当社所定の固定型料金プラン保証金残額返還請求書を当社に提出することにより、支払済の固定型料金プラン保証金の残額の返還を請求できます。
 - (1) 利用開始日を起算日として当該委託契約に係る利用期間(委託契約の更新により継続されるものを含みます。)が10年を経過した日以降に到来する利用期間終了日(以下「10年経過以降終了日」といいます。)を迎え、かつ、10年経過以降終了日後も当該委託契約の更新により利用を継続する場合
 - (2) 委託契約を終了させた場合、または委託契約を解除された場合
- 5 当社は、委託契約者が固定型料金プラン保証金残額返還請求書を当社に提出した日が属する月の翌月末までに、委託契約者が固定型料金プラン保証金残額返還請求書で指定した銀行口座に固定型料金プラン保証金残額相当額を振込入金することにより返還します。なお、当社は、当社が返還する固定型料金プラン保証金残額相当額に対して利息を付しません。

(変動型料金プラン保証金の支払義務等)

第61条 変動型B種委託契約者は、第32条(変更の請求に対する承諾等)第5項の規定に基づく当社の通知を受領したときは、料金表第2表(料金プラン保証金)の規定に基づく変動型料金プラン保証金を支払っていただきます。

- 2 当社は、支払われた変動型料金プラン保証金を変動型B種委託契約者が契約約款の規定に基づき支払うべき料金等の債務に充当することができることとします。また、変動型B種委託契約者は、支払った変動型料金プラン保証金を自ら料金等の債務に充当することはできません。

- 3 当社は、前項の規定に基づき支払われた変動型料金プラン保証金を変動型B種委託契約者が支払うべき料金等の債務に充当するときは、その旨変動型B種委託契約者に通知します。
- 4 当社は、変動型B種委託契約者が、第1項の規定に基づき、変動型料金プラン保証金を支払う場合において、既に支払った固定型料金プラン保証金に残額がある場合には、これを変動型B種委託契約者が支払うべき変動型料金プラン保証金に充当するものとします。また、この場合において、固定型料金プラン保証金の残額が変動型B種委託契約者の支払うべき変動型料金プラン保証金の額より少ないときは、変動型B種委託契約者は、その差額を支払うものとします。
- 5 変動型B種委託契約者は、変動型B種委託契約者が次の各号のいずれかに該当することにより、当社から変動型料金プラン保証金の残額がある旨の通知を受けたときは、当社所定の変動型料金プラン保証金残額返還請求書を当社に提出することにより、支払済の変動型料金プラン保証金の残額の返還を請求できます。
 - (1) 変動型料金プラン実施日を起算日として当該委託契約に係る利用期間(委託契約の更新により継続されるものを含みます。)が10年を経過した日以降に到来する利用期間終了日(以下「変動型10年経過以降終了日」といいます。)を迎え、かつ、変動型10年経過以降終了日後も当該委託契約の更新により利用を継続する場合
 - (2) 委託契約を終了させた場合、または委託契約を解除された場合
- 6 当社は、変動型B種委託契約者が変動型料金プラン保証金残額返還請求書を当社に提出した日が属する月の翌月末までに、変動型B種委託契約者が変動型料金プラン保証金残額返還請求書で指定した銀行口座に変動型料金プラン保証金残額相当額を振込入金することにより返還します。なお、当社は、当社が返還する変動型料金プラン保証金残額相当額に対して利息を付しません。

(委託契約更新時における更新保証金の支払義務)

- 第62条 委託契約者は、第33条(委託契約の更新の請求等)の規定に基づく委託契約の更新(委託再契約の再利用開始日を起算日として2年が経過する日以降の委託再契約の更新を含みます。以下同じとします。)を請求するときは、料金表第3表(更新保証金)の規定に基づく更新保証金を支払っていただきます。
- 2 当社は前項の規定に拘らず、委託契約に係る利用開始日より当該契約に係る利用期間(委託契約の更新により継続されるものを含みます。)が10年を経過した委託契約者に対しては、料金表第3表(更新保証金)の規定に基づく更新保証金の支払いを猶予することができるものとします。
 - 3 当社は、委託契約者が支払った更新保証金については、第60条(固定型料金プラン保証金の支払義務等)並びに前条(変動型料金プラン保証金の支払義務等)の規定に準じて取り扱います。
 - 4 当社は、委託契約者が既に支払った固定型料金プラン保証金、変動型料金プラン保証金、更新保証金または第64条(再契約保証金等の支払義務等)の規定に基づく再契約継続保証金(以下「充当可能保証金」といいます。)に残額がある場合には、これを委託契約者が支払うべき更新保証金に充当するものとします。また、この場合において、充当可能保証金の残額が委託契約者の支払うべき更新保証金の額より少ないときは、委託契約者は、その差額を支払うものとします。
 - 5 委託契約者は、委託契約者が次の各号のいずれかに該当することにより、当社から更新保証金の残額がある旨の通知を受けたときは、当社所定の更新保証金残額返還請求書を当社に提出することにより、支払済の更新保証金の残額の返還を請求できます。
 - (1) 10年経過以降終了日を迎え、かつ10年経過以降終了日後も当該委託契約の更新により利用を継続する場合
 - (2) 委託契約を終了させた場合、または委託契約を解除された場合
 - 6 当社は、委託契約者が更新保証金返還請求書を当社に提出した日が属する月の翌月末までに、委託契約者が更新保証金返還請求書で指定した銀行口座に更新保証金相当額を振込入金することにより返還します。なお、当社は、当社が返還する更新保証金相当額に対して利息を付しません。

(追加保証金の支払義務等)

第63条 B種委託契約者は、第36条(追加予約の申込の承諾等)第1項の規定に基づく書面を受領したときは、料金表第4表(追加保証金)の規定に基づく追加保証金を支払っていただきます。

2 当社は前項の規定に拘らず、委託契約に係る利用開始日より当該契約に係る利用期間(委託契約の更新により継続されるものを含みます。)が10年を経過した委託契約者に対しては、料金表第4表(追加保証金)の規定に基づく追加保証金の支払いを猶予することができることとします。

3 当社は、B種委託契約者が第32条(変更の請求に対する承諾等)第3項の規定に基づき当社が指定した変更実施日以降、支払われた追加保証金をB種委託契約者が契約約款の規定に基づき支払うべき料金等の債務に充当することができることとします。また、委託契約者は、支払った追加保証金を自ら料金等の債務に充当することはできません。

4 当社は、前項の規定に基づき支払われた追加保証金をB種委託契約者が支払うべき料金等の債務に充当したときは、その旨をB種委託契約者に通知します。

5 B種委託契約者は、B種委託契約者が次の各号のいずれかに該当することにより、当社から追加保証金の残額がある旨の通知を受けたときは、当社所定の追加保証金残額返還請求書を当社に提出することにより、支払済の追加保証金の残額の返還を請求できます。

(1) 10年経過以降終了日を迎え、かつ10年経過以降終了日後も当該委託契約の更新により利用を継続する場合(変動型B種委託契約を除きます。)

(2) 変動型B種委託契約を締結している場合で、変動型10年経過以降終了日を迎え、かつ変動型10年経過以降終了日後も当該委託契約の更新により利用を継続する場合

(3) 第28条(伝送容量、基準伝送容量及び伝送容量係数の変更の請求等)第6項の規定に基づき、放送番組の数を削減するために伝送容量係数の合計値の変更(削減に限ります。)を当社に請求した場合で、第26条(放送番組の数の変更の請求等)第6項の規定に基づく総務大臣への委託放送業務の廃止の届出の写しを当社に提出し、かつ当該委託契約の変更実施日を迎えた場合

(4) 総務大臣がB種委託契約者の委託放送業務の認定を拒否した場合、または拒否もしくはB種委託契約者が当該委託放送業務の認定に係る申請を取り下げた場合

(5) 委託契約を終了させた場合、または委託契約を解除された場合

6 当社は、B種委託契約者が追加保証金返還請求書を当社に提出した日が属する月の翌月末までに、B種委託契約者が追加保証金返還請求書で指定した銀行口座に追加保証金相当額を振込入金することにより返還します。なお、当社は、当社が返還する追加保証金に利息を付しません。

7 当社は、B種委託契約者が第26条(放送番組の数の変更の請求等)第4項の放送開始予定日までに放送番組の数の変更を請求しないときは、支払われていた追加保証金の全部をB種委託契約者に返還しません。

(再契約保証金等の支払義務等)

第64条 被解除者は、第55条(委託再契約の申込の承諾等)第1項の規定に基づく書面を受領したときは、料金表第5表(再契約保証金等)第1(再契約保証金)の規定に基づく再契約保証金(以下「再契約保証金」といいます。)を支払っていただきます。

2 当社は、被解除者が第55条(委託再契約の申込の承諾等)第2項の規定に基づき当社が委託再契約の申込を承諾し委託再契約者となったときは、委託再契約者が支払った委託再契約の申込時に支払った再契約保証金を再利用開始日以降、委託再契約者が支払うべき料金等の債務に充当することができることとします。また、委託再契約者は、支払った再契約保証金を自ら料金等の債務に充当することはできません。

- 3 当社は、再契約保証金を委託再契約者が支払うべき料金等の債務に充当したときは、その旨を委託再契約者に通知します。
- 4 委託再契約者は、第33条(委託契約の更新の請求等)の規定に基づき委託再契約を更新(最初の更新の場合に限ります。)するときは、料金表第5表(再契約保証金等)第2(再契約継続保証金)に規定する再契約継続保証金(以下「再契約継続保証金」といいます。)を支払っていただきます。
- 5 当社は、既に支払われた再契約保証金に残額がある場合には、これを委託再契約者が支払うべき再契約継続保証金に充当するものとします。また、この場合において、再契約保証金の残額が委託再契約者の支払うべき再契約継続保証金の額より少ないときは、委託再契約者は、その差額を支払うものとします。
- 6 当社は、委託再契約者が支払うべき再契約継続保証金の額が再契約保証金の残額より少ないときは、その差額を延長した利用期間の最初の日以降、委託再契約者が支払うべき料金等の債務に順次、充当します。また、委託再契約者は、その差額を自ら料金等の債務に充当することはできません。
- 7 委託再契約者は、委託再契約者が委託再契約を終了させた場合、または委託再契約を解除された場合で、当社から再契約保証金または再契約継続保証金の残額がある旨の通知を受けたときは、当社所定の再契約保証金または再契約継続保証金残額返還請求書を当社に提出することにより、支払済みの再契約保証金または再契約継続保証金の残額の返還を請求できます。
- 8 当社は、委託再契約者が再契約保証金等返還請求書を当社に提出した日が属する月の翌月末までに、委託再契約者が再契約保証金等返還請求書で指定した銀行口座に再契約保証金相当額または再契約継続保証金相当額を振込入金することにより返還します。なお、当社は、当社が返還する再契約保証金相当額または再契約継続保証金相当額に対して利息を付しません。

(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの解除料の支払義務等)

- 第65条 委託契約者は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日の前日までの日に第51条(委託契約者が行う委託契約の解除)第4項の規定に基づき委託契約を解除したとき、当社が第52条(当社が行う委託契約の解除)第3項の規定に基づき委託契約を解除したとき、または第22条(委託契約の種別の変更の請求等)の規定に基づき委託契約の種別を変更したときは、料金表第7表(解除料)第1(利用開始日の前日までの解除料)に規定する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの解除料(以下「解除料」といいます。)を支払っていただきます。
- 2 委託契約者は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日以降に、当社が第52条(当社が行う委託契約の解除)第1項第(1)号もしくは第(2)号または第3項の規定に基づき委託契約を解除したときは、料金表第7表(解除料)第2(利用開始日以降に当社が委託契約を解除する場合の解除料)に規定する解除料を支払っていただきます。
 - 3 委託契約者は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日以降に、委託契約者が第51条(委託契約者が行う委託契約の解除)第4項の規定に基づく委託契約の解除と同時に委託契約者の責任と負担により放送法の規定に基づく総務大臣への当該放送番組に係る委託放送業務の廃止を届け出たとき、または第22条(委託契約の種別の変更の請求等)の規定に基づく委託契約の種別の変更と同時に放送法の規定に基づく当該委託放送事項等の変更を総務大臣に申請したとき、もしくは委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出たときは、料金表第7表(解除料)第3(利用開始日以降に委託契約者が委託契約を解除する場合の解除料)に規定する解除料を支払っていただきます。また、委託契約者が、当社への委託契約の解除の通知と同時に放送法の規定に基づく総務大臣への当該放送番組に係る委託放送業務の廃止を届け出ない場合、または当社への委託契約の種別の変更の請求と同時に放送法の規定に基づく当該委託放送事項等の変更を総務大臣に申請しない場合、もしくは当該委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ない場合は、料金表第7表(解除料)第2(利用開始日以降に当社が委託契約を解除する場合の解除料)に規定する解除料を支払っていただきます。

- 4 前3項の規定に拘わらず、委託契約者は、委託契約者と異なる予約申込者(委託契約者との事前の合意により委託契約者の放送番組の放送を継続するために、この契約約款の規定に基づく当社の予約申込の承諾を得て、総務大臣から放送法の規定に基づく委託放送業務の認定を受けた予約申込者に限ります。)が次の各号に掲げる全ての条件を満たした委託契約の申込みを当社に行い、委託契約者の委託契約解除通知書の提出の日から委託契約の解除の日までの間に当社がその申込みを承諾した場合に限って、料金表第7表(解除料)の解除料の支払いを要しません。
- (1) 利用開始予定日が当社に通知された委託契約の解除の日の翌日であること。
 - (2) 種別、品目、料金プラン、人工衛星、放送番組の数、周波数及び伝送容量係数が、当社が解除の通知を受けた委託契約と同一であること。
 - (3) 前号の各事項により、当社に放送を委託することについて総務大臣の許可が必要となる場合には、それを得ていること。
 - (4) 前号を証する書類を当社に提出すること。
- 5 第51条(委託契約者が行う委託契約の解除)または第52条(当社が行う委託契約の解除)の規定に基づき委託契約が解除された場合で、支払いを要しない料金が当社に支払われているときは、当社は、すみやかにその料金を委託契約者に返還します。ただし、返還される料金に対しては利息を付しません。
- 6 当社は、第2項の規定に拘わらず、第55条(委託再契約の申込の承諾等)の規定により被解除者が行った委託再契約の申込みを承諾したときは、被解除者がこの契約約款の規定により支払うべき解除料の支払いを猶予することができることとし、委託再契約者が再利用開始日以降支払った料金の総額が、当初の委託契約の解除日から再利用開始日までの期間の受託放送料相当額と当社が支払いを猶予しようとする解除料の額の合計額を超えたときに限って、支払われるべき解除料の全額を免除できることとします。そのときは、当社はその旨を委託再契約者に当社所定の書面で通知します。
- 7 当社は、被解除者が既に当社がこの契約約款の規定に基づき請求した解除料の全部または一部を既に支払っているときであって、当社が第55条(委託再契約の申込の承諾等)の規定により被解除者が行った委託再契約の申込みを承諾したときは、委託再契約者が再利用開始日以降支払った料金の総額が、当初の委託契約の解除日から再利用開始日までの期間の受託放送料相当額と当社が支払いを猶予しようとする解除料の合計額から既に支払われた解除料を控除した額を超えたときに限って、解除料の全額を免除できることとします。そのときは、当社はその旨を委託再契約者に当社所定の書面で通知し当該通知日の属する月の翌月末までに委託再契約者が指定する銀行口座に振込入金することにより既に支払われた解除料相当額を返還します。ただし、返還する解除料相当額に対しては利息を付しません。

(料金等の支払方法等)

第66条 委託契約者は、料金等次に掲げる債務等について、それぞれ次の期日までに当社指定の銀行口座に振込入金することにより、支払っていただきます。

区分	支払期日
1 固定型料金プランの受託放送料及び変動型料金プランの受託放送料のうち月額基本放送料	委託契約者が第67条(料金前払いに伴う料金の減額)第1項の規定に基づく一時払いを行わない場合は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日の属する月の月末から毎月、当月分としてその月の月末、ただし、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始日とその月の15日以降のときは、その月の受託放送料に限り翌月の15日。 委託契約者が第67条(料金前払いに伴う料金の減額)第1項の規定に基づく一時払いを行う場合は、当月分を含む複数月数分として、当月の月末。
2 変動型料金プランの受託放送料のうち収入連動放送料	変動型B種委託契約者の収入連動放送料算出の対象となる会計年度に係る定時株主総会が開催される日が属する月の翌月末

3 固定型料金プラン保証金	予約申込者が放送法の規定に基づき委託放送業務の認定を受けた日を起算日として14日以内
4 変動型料金プラン保証金	第32条(変更の請求に対する承諾等)第5項の規定に基づき当社がB種委託契約者に通知した支払期日
5 追加保証金	B種委託契約者が追加する放送番組について、放送法の規定に基づき委託放送業務の認定を受けた日を起算日として14日以内
6 更新保証金	利用期間終了日が属する月の前月末。ただし、利用期間終了日がその月の15日以前のときは、前月の15日。
7 解除料	委託契約者が、契約解除に係る放送番組について放送法の規定に基づき委託放送業務を廃止または委託放送事項等を変更した日もしくは総務大臣が委託契約者の委託放送業務の認定を取り消した日。ただし、変動型B種委託契約以外の場合においては、その日が当社が委託契約の解除を通知した日を起算日として3か月を超えるときは、その3か月目の日とし、変動型B種委託契約の場合においては、その日が当社が委託契約の解除を通知した日を起算日として6か月を超えるときは、その6か月目の日とします。
8 再契約保証金	当社が第55条(委託再契約の申込の承諾等)第1項の規定に基づく書面に記載した再契約保証金支払期日
9 再契約継続保証金	委託再契約の利用期間終了日が属する月の前月末。ただし、利用期間終了日がその月の15日以前のときは、前月の15日。

- 2 料金その他の債務等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 3 前項までの規定に拘わらず、当社は、委託契約者(委託再契約者を除きます。)がこの契約約款の規定に基づき支払うべき料金等一切の債務の支払いを金融機関(銀行法(昭和56年法律59号)の規定に基づき内閣総理大臣の免許を受けた銀行に限り。)が、委託契約者が支払うべき固定型料金プラン保証金、変動型料金プラン保証金、更新保証金、または追加保証金(以下本条において「各保証金」といいます。)の額を上限に連帯保証することを約した書類を各保証金の支払期日までに当社に提出したときは、各保証金の支払いを猶予することができるものとします。
- 4 第39条(当社が行うB種委託契約の料金プランの変更の請求等)の規定に基づき当社がB種委託契約の料金プランを変更した場合で、B種委託契約者が支払うべき料金の対象期間となる会計年度中の料金に差額が生じた場合は、変更実施日が属する月の翌月末までにその差額に消費税相当額を加算して当社指定の銀行口座に振込入金することにより支払っていただきます。

第3節 料金の計算

(料金前払いに伴う料金の減額)

第67条 委託契約者は、委託契約の利用期間内(第33条(委託契約の更新の請求等)の規定に基づく委託契約の更新後の利用期間を含みます。)に限り、受託放送料(変動型B種委託契約については月額基本放送料とします。以下この条において同じとします。)について当該月分を含む6か月分以上の複数月分の料金を一時に前払いすることができます。委託契約者は、一時払いにより受託放送料を支払う場合は、当該月の前月までにその旨を当社に通知して頂きます。

ただし、当該月分の受託放送料が日割によるものであるとき、また委託契約者が受託放送料その他の債務のいずれかの支払いを現に怠っているときは、この一時払いはできません。

- 2 当社は、委託契約者が前項の規定に基づく一時払いにより受託放送料を支払う場合は、その受託放送料を次の割引率で減額します。

区 分	割 引 率
1 6か月以上11か月以下(整数に限ります。)の期間分の受託放送料を一時払いにより支払う場合	1.25%
2 12か月以上(整数に限ります。)の期間分の受託放送料を一時払いにより支払う場合	2.75%

- 3 一時払いにより受託放送料が支払われた衛星デジタル多チャンネル放送サービスについて、支払いを受けた受託放送料の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、前項の規定に拘わらず、その受託放送料の取扱いは次のとおりとします。

区 分	受 託 放 送 料 の 取 り 扱 い	
1 委託契約の変更または料金の改定等があったとき。	月額で定められている受託放送料の額が増加したとき。	支払いを受けた受託放送料の対象期間中の受託放送料(変更前の受託放送料及び変更後の受託放送料を合算したものとします。)を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を受託放送料支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた受託放送料の額との差額を支払っていただきます。
	月額で定められている受託放送料の額が減少したとき。	支払いを受けた受託放送料の対象期間中の受託放送料(変更前の受託放送料及び変更後の受託放送料を合算したものとします。)を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を受託放送料支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた受託放送料の額との差額を返還します。ただし、返還される受託放送料に対しては利息を付しません。
2 委託契約の解除があったとき。		支払いを受けた受託放送料の対象期間中の初日から委託契約の解除があった日の前日までの受託放送料を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額と支払いを受けた受託放送料の額との差額を返還します。ただし、返還される受託放送料に対しては利息を付しません。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第68条 委託契約者は、料金その他の債務の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額を割増金とし、消費税相当額を加算して、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金することにより、支払っていただきます。

(延滞利息)

第69条 委託契約者は、料金その他の債務等(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金することにより支払っていただきます。

第5節 違約金

(違約金)

第70条 A種委託契約者は、当社がA種委託契約者に第49条(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の中止)の規定に基づき衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の中止を通知したにも拘わらず、通知受領後5分以内に利用を中止しないときは、その5分を経過した時刻から利用を中止するまでの時間(1分の倍数である部分に限ります。)に対応する当該衛星デジタル多チャンネル放送サービスに係る受託放送料の10倍に相当する額を違約金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金することにより支払っていただきます。

2 A種委託契約者は、当社が第50条(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の停止)の規定に基づきA種委託契約者に衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の停止を通知したにも拘わらず、停止しなければならぬ時刻を経過しても利用を停止しないときは、その利用を停止しない時間(1分の倍数である部分に限ります。)に対応する当該衛星デジタル多チャンネル放送サービスに係る受託放送料の10倍に相当する額を違約金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金することにより支払っていただきます。

第6章 保守

(地球局設備等の維持及び管理)

第71条 A種委託契約者は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスを常時支障なく利用することができるよう、A種委託契約者の責任と負担において地球局設備を維持、管理していただきます。

- 2 A種委託契約者は、A種委託契約者の地球局設備が滅失または毀損等したときは、A種委託契約者の責任と負担においてその地球局設備の補充、修繕その他の工事を実施していただきます。
- 3 当社は、B種委託契約に基づく衛星デジタル多チャンネル放送サービスを常時支障なく提供することができるよう、当社の責任と負担においてB種委託契約に基づく衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る地球局設備を維持、管理します。
- 4 当社は、B種委託契約者の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係る地球局設備が滅失または毀損等したときは、当社の責任と負担においてその地球局設備の補充、修繕その他の工事を実施します。
- 5 委託契約者は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスを常時支障なく利用することができるよう、委託契約者の責任と負担において衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係るデジタル符号化装置等を維持、管理していただきます。

(放送衛星局または地球局の検査及び点検等)

第72条 当社は、放送衛星局または地球局について電波法及び電波法関連諸規則に基づく検査が行われるとき、または衛星デジタル多チャンネル放送サービスまたは当社が人工衛星を使用して他に提供しているその他のサービスの円滑な提供のため、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係る地球局の検査、点検またはテストの実施を行うことがあります。この場合、当社は、あらかじめ、その期日及び検査等を行う場所を委託契約者に通知します。

- 2 当社は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係るA種委託契約者の地球局に対し、電波法及び電波法関連諸規則に基づく検査が行われるときは、その検査に立合うことがあります。この場合、当社は、あらかじめその旨をA種委託契約者に通知します。
- 3 委託契約者は、前2項の通知があったときは、その検査、点検もしくはテストまたは立合いを拒めません。
- 4 第1項の検査、点検もしくはテストまたは第2項の立合いを行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 委託契約者は、第1項の検査、点検もしくはテストまたは第2項の立合いに必要な協力をしていただきます。

(A種委託契約者の切分責任)

第73条 A種委託契約者は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスに係る放送が行えなくなった場合、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係る地球局に故障がないことを確認の上、当社に衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダの修理または復旧の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項のA種委託契約者による確認に際して、A種委託契約者から要請があったときは、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果をA種委託契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダに障害がないと判定した場合において、A種委託契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、衛星デジタル多チャンネル放送サービスに係る放送が行えなくなった原因が地球局または地球局からの送信にあったときは、A種委託契約者にその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

(トランスポンダの修理または復旧の順位)

第74条 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生したため、またはその他やむを得ない事由により衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供ができない場合において、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る未利用トランスポンダにより衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供が可能なき、もしくは、そのトランスポンダ以外の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダの未利用伝送容量により衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供が可能なきは、未利用トランスポンダまたは未利用伝送容量により衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供します。

なお、同時に複数のトランスポンダでトランスポンダ障害が発生し、またはその他やむを得ない事由により衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供ができないときは、利用開始日の早い順序で、また、利用開始日が同一の日のときは契約の順序に従って、トランスポンダごとに修理もしくは復旧、またはそれらトランスポンダ障害が発生したトランスポンダ以外の衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダの未利用伝送容量で復旧します。

第7章 損害賠償等

(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始後の責任の制限)

第75条 当社は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、その衛星デジタル多チャンネル放送サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、12時間以上その状態が連続したときに限り、委託契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する当該衛星デジタル多チャンネル放送サービスに係る料金表第1表(受託放送料)に規定した料金(変動型B種委託契約については月額基本放送料とします。以下この条において同じとします。)の額を委託契約者の被った損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生したため、またはその他やむを得ない事由により、第38条(トランスポンダ障害等に伴う委託契約の変更)の規定に基づき委託契約の変更を行う場合であって第1項に該当するときは、衛星デジタル多チャンネル放送サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から第38条(トランスポンダ障害等に伴う委託契約の変更)の規定に基づき委託契約者が当社から委託契約の変更の通知を受領した時刻までの期間に限って、前2項の規定を準用して委託契約者の損害を賠償します。
- 4 委託契約者が第38条(トランスポンダ障害等に伴う委託契約の変更)の規定に基づき当社から委託契約の変更の通知を受領した時刻以後の期間については、当社は、前3項の規定に拘わらず、損害賠償の責任を負いません。
- 5 第1項から第3項の場合において、損害賠償の対象となる期間に対応する料金表第1表(受託放送料)の規定の額の算定にあたっては、料金表通則第5項(月額料金の日割)第(2)号及び第6項(端数処理)の規定に準じて取り扱います。
- 6 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供しなかったときは、第2項の規定は適用しません。

(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用開始前の責任の制限)

第76条 当社は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の開始が委託契約に定めた利用開始予定日より遅れた場合であっても、委託契約者がこれによって被る損害に対して、一切の賠償責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失により衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供の開始が遅れた場合はこの限りではありません。

第8章 その他の提供条件

(資料の提出)

第77条 委託契約者は、当社が衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る放送衛星局に関して、放送法、放送法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則の規定に基づく手続きを行うにあたり必要と認められた場合、または衛星デジタル多チャンネル放送サービス及び当社が人工衛星を使用して提供しているその他のサービスの円滑な提供のため必要と認められた場合は、地球局設備及びデジタル符号化装置等に関する必要な書類及び資料を提出していただきます。

(電波干渉に要する工事等)

第78条 A種委託契約者は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係る地球局の据付けに際し、電波干渉の調査及び分析、電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策をA種委託契約者の責任と負担において実施していただきます。

- 2 A種委託契約者は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係る地球局の据付け完了後、前項の電波干渉対策が必要となったときは、必要な工事その他電波干渉対策をA種委託契約者の責任と負担において実施していただきます。
- 3 当社は、B種委託契約に基づく衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る地球局設備の据付けに際し、電波干渉の調査及び分析、電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策を当社の責任と負担において実施します。
- 4 当社は、B種委託契約に基づく衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る地球局設備の据付け完了後、前項の電波干渉対策が必要となったときは、必要な工事その他電波干渉対策を当社の責任と負担において実施します。
- 5 当社は、委託契約者が2次分配トランスポンダを利用することによって、衛星デジタル多チャンネル放送サービスに係る放送の受信が困難な場合で、電波干渉対策を実施することにより受信が可能となるときは、委託契約者の請求に基づき当社の責任と負担において必要な工事その他の電波干渉対策を実施します。

(A種委託契約に係る地球局の運用)

第79条 A種委託契約者は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係る地球局を運用するにあたっては、当社が別に定める地球局に関する運用規則を遵守していただきます。

- 2 当社は、電波干渉等により、当社の提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスまたは当社が人工衛星を使用して他に提供しているその他のサービスに支障が生じた場合、もしくは生じるおそれのある場合は、A種委託契約者にその原因の究明及び対策等に関し必要な協力を依頼することがあります。この場合、A種委託契約者は協力を拒めません。
- 3 衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係る地球局が、他のA種委託契約者と共同で使用されている場合は、その地球局の運用に関する当社との窓口となる代表者を定め、当社に届け出ていただきます。当社は、窓口として届け出を受けた代表者との間で、その地球局の運用に関する必要な打合せ、とりきめ等を行います。

(他人が地球局からの送信を行う場合のA種委託契約者の義務)

第80条 A種委託契約者は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に係る地球局からの送信をA種委託契約者以外の者に行わせる場合は、その地球局からの送信を行う者をあらかじめ当社に届け出ていただきます。また、その地球局からの送信を行う者を変更するときも、あらかじめ当社に届け出ていただきます。

- 2 A種委託契約者は、前項の場合において、この契約約款の規定に基づくA種委託契約者の義務を、その地球局からの送信を行う者にも厳守させ、また、その者が衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用に関連してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。

(放送受信者との関係)

第81条 衛星デジタル多チャンネル放送サービスに係る放送に関する受信者との契約は、委託契約者の名でその責任と負担において締結し、履行していただきます。衛星デジタル多チャンネル放送サービスに係る放送に関する受信者からの問合せ等の対応についても、一切委託契約者に行っていただきます。

- 2 衛星デジタル多チャンネル放送サービスに係る放送番組に関する責任は、一切委託契約者に行っていただきます。
- 3 委託契約者が2次分配トランスポンダを利用した場合で、当社の実施する電波干渉対策によっても放送受信者の受信困難を解消できないことにより放送受信者との放送に関する契約が解除された場合、当社は、放送受信者に対して、その放送受信者が放送を受信するために購入した放送受信機器の代金の金額を限度として、その解除により被った損害を賠償します。

(変動型B種委託契約者の月次営業収入の確認)

第82条 変動型B種委託契約者は、料金プラン変更実施日が属する月以降、委託契約で指定した月次営業収入の報告日までに、その月度の第24条(B種委託契約の料金プランの変更の請求等)第4項各号に規定された営業収入を書面にて当社に届け出ていただきます。

(変動型B種委託契約者の会計年度中の営業収入の確認)

第83条 変動型B種委託契約者は、当社が料金表第1表(受託放送料)第2(B種委託契約に係るもの)1-2(変動型料金プランに係るもの)ウ(収入連動放送料の額)の算定のため、その料金算定の対象となる会計年度中の第24条(B種委託契約の料金プランの変更の請求等)第4項各号に規定された営業収入が確認可能な決算報告書の一部及び監査報告書の一部の写しを委託契約で指定した会計年度の期末日から定時株主総会までの間に当社に届け出ていただきます。

(当社の変動型B種委託契約者の会計帳簿等の確認等)

第84条 当社は、前2条の規定に基づく営業収入を確認するときもしくは当社が必要と判断したときは、当社の責任と負担により、当社が指定する独立した公認会計士または当社の従業員が変動型B種委託契約者の会計帳簿及びその関連書類の閲覧、謄写を変動型B種委託契約者に請求することができるものとします。

(会計監査人の変更等)

第85条 変動型B種委託契約者は、委託契約で指定した会計監査人を変更したときは、変更した日を起算日として14日以内に変更を証明する書面を添付して当社に届け出ていただきます。

(委託放送業務の開始及び休止の届出)

第86条 委託契約者は、放送法の規定に基づき総務大臣に届け出る委託放送業務の開始の期日及び休止期間を遅滞なく当社に届け出ていただきます。

(認定証の変更の届出)

第87条 委託契約者は放送法の規定に基づき総務大臣より交付を受けた認定証の記載事項に変更があったときは、すみやかに変更後の認定証の写しを添えて、その旨当社に届け出ていただきます。

(認定の更新の届け出)

第88条 委託契約者は、放送法の規定に基づき総務大臣より委託放送業務の認定の更新を受けたときは、すみやかに当該更新を証する書面の写しを添えて、その旨当社に届け出ていただきます。

別表 トランスポンダ技術仕様

トランスポンダの性能は、次のとおりとします。

項目	性能等
人工衛星の種別	3号衛星、4号衛星
トランスポンダが飽和したときの等価等方輻射電力(EIRP)	52.0dBW以上
トランスポンダを飽和させるために必要な電力束密度(SFD)	-97.6dBW/m ² 以下
人工衛星のアンテナの受信利得とシステム雑音温度比(G/T)	6.0dB/K以上
備考	
1 トランスポンダの性能の測定は、当社の横浜衛星管制センターに設置された中継器特性測定装置(ATS)及び北緯35度30分07秒、東経139度31分06秒に設置された地球局の設備を使用して行います。	
2 EIRPとSFDの測定は、単一の搬送波を使用します。	
3 SFDの測定値は、トランスポンダごとの可変減衰器による減衰量を0dBとしたときの値とします。	

附 則

(実施期日)

この契約約款は、平成8年6月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成10年4月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成11年5月24日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成12年2月28日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成12年8月1日から実施します。

(委託契約に関する経過措置)

第2条 この改定規定実施前に契約約款の規定に基づき当社と締結しているB種委託契約は、第33条(委託契約の更新の請求等)第5項の規定に基づき当社が料金プランの変更を承諾しない限り、改定後の規定により固定型料金プランを適用します。

2 この改定規定に拘わらず、この改定規定実施前に当社と利用期間10年間を指定した委託契約を締結している委託契約者は、利用期間の短縮の請求をおこなうことができます。ただし、利用期間の短縮の請求後の利用期間は利用開始日を起算日とした5年間とし、当社が承諾した契約変更実施日までに第61条(固定型料金プラン保証金の支払義務等)に規定する保証金を支払っていただきます。

3 当社は、前項の委託契約者が利用期間の短縮の請求をしない限り、現に当社と締結した委託契約の利用期間中は保証金の全額の支払を猶予できることとします。

4 この改定規定の実施前に契約約款の規定に基づき当社と締結している委託再契約については、第65条(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの解除料の支払義務等)第5項の規定に拘わらず、なお従前のとおりとします。

(予約申込に関する経過措置)

第3条 この改定規定実施前に契約約款の規定に基づき当社が承諾した予約申込はこの改定規定実施以後においても有効とし、予約申込者が行う委託申込の利用期間は、当社が承諾した予約申込事項の利用期間とします。

2 前項の予約申込者の委託契約は、前項の規定を除き、この改定規定によって取り扱います。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成12年10月13日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成13年6月20日から実施します。

(B種委託契約に関する経過措置)

第2条 この改定規定実施前に契約約款の規定に基づき当社と締結しているB種委託契約(変動型B種委託契約を除きます。以下この条において同じとします。)は、第33条(委託契約の更新の請求等)第6項の規定に基づき当社が料金プランの変更を承諾しない限り、固定型料金プランを適用します。

- 2 第30条(利用期間の変更の請求の禁止)の規定に拘わらず、この改定規定実施前に利用期間10年間のB種委託契約を締結したB種委託契約者は、利用期間の短縮の請求をおこなうことができます。利用期間短縮後の利用期間終了日は、利用期間を短縮する日(以下「利用期間短縮実施日」といいます。)により異なり、次の表のとおりとします。

利用期間短縮実施日の区分	利用期間短縮後の利用期間終了日
ア 利用期間短縮実施日が利用開始日を起算日として5年が経過するまでの日のとき	利用開始日を起算日として5年が経過する日、または利用期間短縮実施日のいずれかとします。
イ 利用期間短縮実施日が利用開始日を起算日として5年が経過した日以降のとき	利用期間短縮実施日とします。

- 3 前項の利用期間短縮実施日の区分アの場合には、B種委託契約者は、当社が利用期間短縮の請求受領後、B種委託契約者に請求する第60条(固定型料金プラン保証金の支払義務等)に規定の保証金を利用期間短縮実施日の前日までに当社指定の銀行口座に振込入金することにより支払っていただきます。当社は、B種委託契約者が保証金を支払わなかったときは、利用期間の短縮の請求を承諾しません。
- 4 第2項の利用期間短縮実施日の区分イの場合には、B種委託契約者は、利用期間短縮の請求と同時に第33条(委託契約の更新の請求等)の規定に基づくB種委託契約の更新を請求していただきます。その場合のB種委託契約の更新の日は、利用期間短縮実施日の翌日とします。
- 5 前項の規定に基づき委託契約を更新するB種委託契約者は、当社が利用期間短縮の請求及びB種委託契約の更新の請求受領後、B種委託契約者に請求する第62条(委託契約更新時における更新保証金の支払義務)に規定の更新保証金を利用期間短縮実施日の前日までに当社指定の銀行口座に振込入金することにより支払っていただきます。当社は、B種委託契約者が更新保証金を支払わなかったときは、利用期間短縮の請求及びB種委託契約の更新の請求を承諾しません。
- 6 当社は、第2項の規定に基づきB種委託契約者が利用期間の短縮の請求をしない限り、現に当社と締結したB種委託契約の伝送容量分について利用期間中は保証金の全額の支払いを猶予できることとします。
- 7 この改定規定の実施前に契約約款の規定に基づき当社と締結している委託再契約については、第65条(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの解除料の支払義務等)第5項の規定に拘わらず、なお従前のとおりとします。

(予約申込に関する経過措置)

第3条 この改定規定実施前に契約約款の規定に基づき当社が承諾した予約申込は、この改定規定実施以後においても有効とし、予約申込者が行う委託申込の利用期間は、当社が承諾した予約申込事項の利用期間とします。なお、予約申込者が当社に支払った予約金の取扱いは、従前のとおりとします。

2 前項の予約申込者の委託契約は、前項の規定を除き、契約約款の規定によって取り扱います。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成14年1月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成14年3月31日から実施します。

(衛星役務利用放送専用サービス実施についての措置)

第2条 B種委託契約者(委託再契約者を除きます。)が、当社が別途提供する衛星役務利用放送専用サービス(以下、「衛星役務利用放送専用サービス」といいます。)の提供を受けることを目的として、この契約約款に基づく委託契約を解除する場合であって、次の各号の全てに該当する場合には、料金表第7表(解除料)の解除料を要せず委託契約を解除できるものとします。

- (1) 衛星役務利用放送専用サービスに係る専用契約(以下「移行契約」といいます。)が、その移行契約において指定される利用開始予定日(以下「移行予定日」といいます。)までに委託契約者と当社との間で締結されること。
- (2) 解除される委託契約において指定される契約事項のうち、品目、料金プラン、人工衛星及び放送番組の数が、移行契約の契約事項においても同一または同等であること。
- (3) 解除される委託契約において指定される契約事項のうち伝送容量係数が、移行契約の伝送容量係数の合計値を上回らないこと。
- (4) 移行予定日の前日をもって委託契約を解除する旨の委託契約解除通知書が、移行予定日の前々日まで当社に提出されること。
- (5) 委託契約者が、移行予定日までに、移行契約において指定される契約事項をもって電気通信役務利用放送事業の登録を総務大臣に申請し、登録を受けること。
- (6) 委託契約者が移行予定日の前日をもって、委託放送に係る業務の廃止を総務大臣に届け出ていること。

2 前項各号のいずれかが満たされない場合、委託契約者から提出された委託契約の委託契約解除通知書は無効なもののみなして取扱います。

(B種委託契約者の委託契約解除に係る取扱い)

第3条 B種委託契約者が委託契約を解除する場合であって、その委託契約者の委託契約解除通知書の提出の日から委託契約の解除の日までの間に、衛星役務利用放送専用サービスの提供を受ける者(委託契約を解除する委託契約者自らが当該サービスの提供を受ける場合を除きます。以下「専用契約者」といいます。)が次の各号に掲げる全ての条件を満たした専用契約(専用契約の変更である場合を含みます。)を当社と締結した場合、料金表第7表(解除料)の解除料の支払いを要しません。

- (1) 専用契約における利用開始予定日(専用契約の変更による場合には、当該チャンネルの放送開始予定日)が、当社に通知された委託契約の解除の日の翌日であること。

- (2) 専用契約において指定される品目、料金プラン、人工衛星、チャンネル数、周波数及び伝送容量係数(専用契約の変更による場合には、当該変更により増加することとなる伝送容量係数に係る部分とします。)が、当社が解除の通知を受けた委託契約と同一または同等であること。
- (3) 前各号の事項により、衛星役務利用放送に係る電気通信役務利用放送の事業の登録が必要となる場合には、専用契約者がその手続きを完了していること。
- (4) 前号を証する書類を当社に提出すること。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成14年6月28日から実施します。

(委託契約者が電気通信役務の提供を受ける場合の措置)

第2条 委託契約者(委託再契約者を除きます。)が、当社が提供する終日利用の電気通信役務(衛星役務利用放送サービスを除きます。以下この条において同じとします。)の提供を受けること、もしくは当社が提供する終日利用の電気通信役務を利用して他人に電気通信役務を提供する電気通信事業者が提供する終日利用の電気通信役務の提供を受けること(以下この条において「他の電気通信役務の利用」といいます。)を目的として、この契約約款に基づく委託契約を解除する場合であって、次の各号の全てに該当する場合には、料金表第7表(解除料)の解除料を要せず委託契約を解除できるものとします。

- (1) 他の電気通信役務の利用に係る専用契約が、その専用契約において指定される利用開始予定日(以下「移行予定日」といいます。)までに締結されること、または締結される見込みがあること。
 - (2) 解除される委託契約において指定される契約事項のうち、品目及び伝送容量係数が、他の電気通信役務の利用に係る専用契約の契約事項においても同一または同等以上であること。
 - (3) 移行予定日の前日をもって委託契約を解除する旨の委託契約解除通知書が、移行予定日の前々日まで当社に提出されること。
 - (4) 委託契約者が移行予定日の前日をもって、委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ていること。
- 2 前項各号のいずれかが満たされない場合、委託契約者から提出された委託契約の委託契約解除通知書は無効なものとみなして取扱います。

(B種委託再契約者が衛星役務利用放送専用サービスの提供を受ける場合の措置)

第3条 B種委託再契約者が、当社が提供する衛星役務利用放送専用サービスの提供を受けることを目的として、この契約約款に基づく委託再契約を解除する場合であって、次の各号の全てに該当する場合には、料金表第7表(解除料)の委託再契約の解除に係る解除料を要せず委託再契約を解除できるものとします。なお、B種委託契約者が衛星役務利用放送専用サービスの提供を受けることを目的として、この契約約款に基づく委託契約を解除する場合の措置については従前のとおりとします。

- (1) 衛星役務利用放送専用サービスに係る専用契約(以下「移行契約」といいます。)が、その移行契約において指定される利用開始予定日(以下「移行予定日」といいます。)までにB種委託再契約者と当社との間で締結されること。
- (2) 解除される委託再契約において指定される契約事項のうち、品目、料金プラン、人工衛星及び放送番組の数が、移行契約の契約事項においても同一または同等であること。
- (3) 解除される委託再契約において指定される契約事項のうち伝送容量係数が、移行契約の伝送容量係数の合計値を上回らないこと。
- (4) 移行予定日の前日をもって委託再契約を解除する旨の委託再契約解除通知書が、移行予定日の前々日まで当社に提出されること。

- (5) 委託再契約者が、移行予定日までに、移行契約において指定される契約事項をもって電気通信役務利用放送業務に係る登録申請書を総務大臣に提出し、総務大臣より登録を受けること。
- (6) 委託再契約者が移行予定日の前日をもって、委託放送にかかる業務の廃止を総務大臣に届け出ていること。
- 2 前項各号の全てが満たされない限り、委託再契約者から提出された委託再契約の委託契約解除通知書は無効なもののみならず取扱います。
- 3 当社は、第1項の規定に基づき委託再契約者が委託再契約を解除した場合、委託再契約者が第64条(再契約保証金等の支払義務等)の規定に基づき支払った再契約保証金は返還しません。当社の再契約保証金の取扱いは、衛星役務利用放送専用サービス契約約款の規定によります。
- 4 当社は、第1項の規定に基づき委託再契約者が委託再契約を解除した場合であって、第65条(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの解除料の支払義務等)第5項に規定に基づき委託再契約者が支払うべき解除料の支払いを猶予しているときは、衛星役務利用放送専用サービス契約約款にその猶予の取扱いについて定めます。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成15年5月20日から実施します。

(利用期間の延長に関する経過措置)

第2条 この改定規定にかかわらず、平成12年8月1日以前に当社と利用期間5年間の委託契約を締結した委託契約者は、利用期間の延長の請求を行うことができることとします。ただし、利用期間の延長の請求後の利用期間は、利用開始日を起算日として10年間とします。

- 2 当社は、委託契約者が前項の利用期間の延長の請求をした場合、現に当社と締結した委託契約の伝送容量分について、延長後の利用期間中は保証金の全額の支払いを猶予できることとします。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成17年7月13日から実施します。

(委託契約に係る経過措置)

第2条 この改定規定実施前の契約約款の規定に基づき当社と委託契約を締結している委託契約者の利用期間、利用開始日による区分等委託契約事項は、当該委託契約の利用期間終了日までの期間は、従前のとおりとします。また、料金の額は、当該委託契約の利用期間終了日までは、平成17年7月13日付衛星デジタル多チャンネル放送サービス料金表附則第2条(委託契約に関する利用期間、利用開始日による区分及び料金に係る経過措置)の規定を適用します。

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成17年12月28日から実施します。

(B種委託契約者の委託契約解除に係る取扱い)

第2条 B種委託契約者(委託再契約者を除く。以下本条において同じとします。)がこの契約約款第51条(委託契約者が行う委託契約の解除)第4項に基づき委託契約を解除する場合であって、B種委託契約者の委託契約解除通知書の提出日から委託契約の解除日までの間に下記各号に定める条件を全て満たしたときは、B種委託契約者は料金表第7表(解除料)の解除料の支払いを要しません。

- (1) B種委託契約者から営業譲渡を受けて衛星役務利用放送専用サービスを利用した放送事業を実施しようとする者(以下「営業譲受者」といいます。)を指定したことを証する書面を、B種委託契約者が委託契約解除通知書を提出した日と同日に、当社が定める書式によりB種委託契約者と営業譲受者の連名で委託契約者が営業譲受者を指定することを証する書面を提出すること。
- (2) 営業譲受者が、次に掲げる全ての条件を満たした電気通信役務利用放送サービス契約約款(以下「役務約款」といいます。)に基づく電気通信役務利用放送サービスにかかる専用申込を行い、役務約款に基づいて当社と専用契約を締結すること
 - (ア) 専用契約における利用開始予定日(専用契約の変更による場合には、当該チャンネルの放送開始予定日)が、当社に通知された委託契約の解除日の翌日であること。
 - (イ) 専用契約において指定される品目、料金プラン、人工衛星、チャンネル数、周波数及び伝送容量係数(専用契約の変更による場合には、当該変更により増加することとなる伝送容量係数に係る部分とします。)が、当社が解除の通知を受けた委託契約と同一または同等と当社が認めるものであること。
- (3) 前号の専用契約締結にあたり、営業譲受者において衛星役務利用放送に係る電気通信役務利用放送の事業の登録が必要となる場合には、営業譲受者がその手続きを完了すること。
- (4) B種委託契約者が、当社に通知した委託契約の解除日をもって委託放送に係る業務を廃止する旨の届出を総務大臣に行うこと。
- (5) 前二号を証する書類を当社に提出すること。
 - 2 前項各号に定める全ての条件がその事由の如何に拘わらず満たされない場合は、本附則は適用されないものとし、B種委託契約者は料金表第7表(解除料)の定めに従い解除料を支払うものとします。

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成18年9月26日から実施します。

(委託契約に係る経過措置)

第2条 この改定規定実施前の契約約款の規定に基づき当社と委託契約を締結している委託契約者の利用期間、利用開始日による区分等の委託契約事項は、当該委託契約の利用期間終了日までの期間は、従前のとおりとします。また、料金の額は、当該委託契約の利用期間終了日までは、平成17年7月13日付衛星デジタル多チャンネル放送サービス料金表附則第2条(委託契約に関する利用期間、利用開始日による区分及び料金に係る経過措置)の規定を適用することができることとします。

(B種委託契約者の契約の単位に係る取扱い)

第3条 当社は、この改定規定実施前の契約約款の規定に基づき、当社とB種委託契約者が人工衛星の異なる二のB種委託契約を締結している場合、利用開始日が早い方の委託契約にて指定した放送番組の数及び伝送容量係数に利用開始日の遅い方の委託契約にて指定した放送番組の数及び伝送容量係数を合算することができることとし、合算後の委託契約の利用開始日は、早い方を優先して取り扱います。

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成19年11月30日から実施します。

(委託契約に係る経過措置)

第2条 この改定規定実施前の契約約款の規定に基づき当社と委託契約を締結している委託契約者の利用期間、利用開始日による区分等の委託契約事項は、当該委託契約の利用期間終了日までの期間は、従前のとおりとします。また、料金の額は、当該委託契約の利用期間終了日までは、平成17年7月13日付衛星デジタル多チャンネル放送サービス料金表附則第2条(委託契約に関する利用期間、利用開始日による区分及び料金に係る経過措置)の規定を適用することができることとします。

(B種委託契約者の契約の単位に係る取扱い)

第3条 当社は、この改定規定実施前の契約約款の規定に基づき、当社とB種委託契約者が人工衛星の異なる二のB種委託契約を締結している場合、利用開始日が早い方の委託契約にて指定した放送番組の数及び伝送容量係数に利用開始日の遅い方の委託契約にて指定した放送番組の数及び伝送容量係数を合算することができることとし、合算後の委託契約の利用開始日は、早い方を優先して取り扱います。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成20年3月31日から実施します。

(B種委託契約に関する経過措置)

第2条 平成12年7月31日以前に契約約款の規定に基づき当社と締結しているB種委託契約(変動型B種委託契約を除きます。以下この条において同じとします。)は、第32条(変更の請求に対する承諾等)第5項の規定に基づき当社が料金プランの変更を承諾しない限り、固定型料金プランを適用します。

- 2 第30条(利用期間の変更の請求の禁止)の規定に拘わらず、平成12年7月31日以前に当社と利用期間が10年間のB種委託契約を締結したB種委託契約者は、利用期間の短縮の請求をおこなうことができます。利用期間短縮後の利用期間終了日は、利用期間を短縮する日(以下「利用期間短縮実施日」といいます。)により異なり、次の表のとおりとします。

利用期間短縮実施日の区分	利用期間短縮後の利用期間終了日
ア 利用期間短縮実施日が利用開始日を起算日として5年が経過するまでの日のとき	利用開始日を起算日として5年が経過する日、または利用期間短縮実施日のいずれかとなります。
イ 利用期間短縮実施日が利用開始日を起算日として5年が経過した日以降のとき	利用期間短縮実施日となります。

- 3 前項の利用期間短縮実施日の区分アの場合には、B種委託契約者は、当社が利用期間短縮の請求を受領後、B種委託契約者に請求する第60条(固定型料金プラン保証金の支払義務等)に規定する固定型料金プラン保証金を利用期間短縮実施日の前日までに当社指定の銀行口座に振込入金することにより支払っていただきます。当社は、B種委託契約者が固定型料金プラン保証金を支払わなかったときは、利用期間の短縮の請求を承諾しません。
- 4 第2項の利用期間短縮実施日の区分イの場合には、B種委託契約者は、利用期間短縮の請求と同時に第33条(委託契約の更新の請求等)の規定に基づくB種委託契約の更新を請求していただきます。その場合のB種委託契約の更新の日は、利用期間短縮実施日の翌日とします。

- 5 前項の規定に基づき委託契約を更新するB種委託契約者は、当社が利用期間短縮の請求及びB種委託契約の更新の請求を受領後、B種委託契約者に請求する第62条(委託契約更新時における更新保証金の支払義務)の規定に基づく更新保証金を利用期間短縮実施日の前日までに当社指定の銀行口座に振込入金することにより支払っていただきます。当社は、B種委託契約者が更新保証金を支払わなかったときは、利用期間短縮の請求及びB種委託契約の更新の請求を承諾しません。
- 6 第30条(利用期間の変更の請求の禁止)の規定に拘わらず、平成12年7月31日以前に当社と利用期間が5年間のB種委託契約を締結したB種委託契約者は、利用期間の延長の請求をおこなうことができます。ただし、利用期間の延長の請求後の利用期間は、利用開始日を起算日として10年間とします。
- 7 当社は、第2項の規定に基づきB種委託契約者が利用期間の短縮の請求をしない場合、または第6項の規定に基づきB種委託契約者が利用期間の延長を請求した場合は、現に当社と締結したB種委託契約の伝送容量分について利用期間中は各保証金の全額の支払いを猶予できることとします。

(B種委託契約者が衛星役務利用放送専用サービスの提供を受ける場合の措置)

第3条 B種委託契約者(委託再契約者を除きます。)が、当社が別途提供する衛星役務利用放送専用サービス(以下「衛星役務利用放送専用サービス」といいます。)の提供を受けることを目的として、この契約約款に基づく委託契約を解除する場合であって、次の各号の全てに該当する場合には、料金表第7表(解除料)の解除料を要せず委託契約を解除できるものとします。

- (1) 衛星役務利用放送専用サービスに係る専用契約(以下「移行契約」といいます。)が、その移行契約において指定される利用開始予定日(以下「移行予定日」といいます。)までに委託契約者と当社との間で締結されること。
- (2) 解除される委託契約において指定される契約事項のうち、品目、料金プラン、人工衛星及び放送番組の数が、移行契約の契約事項においても同一または同等であること。
- (3) 解除される委託契約において指定される契約事項のうち伝送容量係数が、移行契約の伝送容量係数の合計値を上回らないこと。
- (4) 移行予定日の前日をもって委託契約を解除する旨の委託契約解除通知書が、移行予定日の前々日まで当社に提出されること。
- (5) 委託契約者が、移行予定日までに、移行契約において指定される契約事項をもって電気通信役務利用放送法(平成13年法律第85号。以下「役務利用放送法」といいます。)の規定に基づく電気通信役務利用放送業務に係る登録申請書を総務大臣に提出し、総務大臣より登録を受けること。
- (6) 委託契約者が移行予定日の前日をもって、委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ていること。

- 2 当社は、前項各号のいずれかが満たされない場合、委託契約者から提出された委託契約の委託契約解除通知書は無効なもののみなして取扱います。
- 3 当社は、この契約約款の規定に拘わらず、第1項の規定に基づきB種委託契約者が委託契約を解除した場合、B種委託契約者が第60条(固定型料金プラン保証金の支払義務等)から第63条(追加保証金の支払義務等)の規定に基づき支払った固定型料金プラン保証金、変動型料金プラン保証金、更新保証金、及び追加保証金(以下この項において「固定型料金プラン保証金等」といいます。)は返還しません。当社は固定型料金プラン保証金等の取扱いについて、衛星役務利用放送専用サービス契約約款(以下「役務約款」といいます。)に規定します。

(B種委託契約者の委託契約解除に係る取扱い)

第4条 B種委託契約者が委託契約を解除する場合であって、その委託契約者の委託契約解除通知書の提出の日から委託契約の解除の日までの間に、衛星役務利用放送専用サービスの提供を受ける者(委託契約を解除する委託契約者自らが当該サービスの提供を受ける場合を除きます。以下「専用契約者」といいます。)が次の各号に掲げる全ての条件を満たした専用契約(専用契約の変更である場合を含みます。)を当社と締結した場合、料金表第7表(解除料)の解除料の支払いを要せず委託契約を解除できるものとします。

- (1) 専用契約における利用開始予定日(専用契約の変更による場合には、当該放送番組の放送開始予定日)が、当社に通知された委託契約の解除の日の翌日であること。
- (2) 専用契約において指定される品目、料金プラン、人工衛星、放送番組の数、周波数及び伝送容量係数(専用契約の変更による場合には、当該変更により増加することとなる伝送容量係数に係る部分とします。)が、当社が解除の通知を受けた委託契約と同一または同等であること。
- (3) 前二号の事項により、役務利用放送法の規定に基づき総務大臣より電気通信役務利用放送業務の登録を受けることが必要となる場合には、専用契約者が当該登録を受けていること。
- (4) 前号を証する書類を当社に提出すること。

(委託契約者が電気通信役務の提供を受ける場合の措置)

第5条 委託契約者(委託再契約者を除きます。以下本条において同じとします。)が、当社が提供する終日利用の電気通信役務(衛星役務利用放送専用サービスを除きます。以下この条において同じとします。)の提供を受けること、もしくは当社が提供する終日利用の電気通信役務を利用して他人に電気通信役務を提供する電気通信事業者が提供する終日利用の電気通信役務の提供を受けること(以下この条において「他の電気通信役務の利用」といいます。)を目的として、この契約約款に基づく委託契約を解除する場合であって、次の各号の全てに該当する場合には、料金表第7表(解除料)の解除料を要せず委託契約を解除できるものとします。

- (1) 他の電気通信役務の利用に係る専用契約が、その専用契約において指定される利用開始予定日(以下「他利用移行予定日」といいます。)までに締結されること、または締結される見込みがあること。
 - (2) 解除される委託契約において指定される契約事項のうち、品目及び伝送容量係数が、他の電気通信役務の利用に係る専用契約の契約事項においても同一または同等以上であること。
 - (3) 他利用移行予定日の前日をもって委託契約を解除する旨の委託契約解除通知書が、他利用移行予定日の前々日まで当社に提出されること。
 - (4) 委託契約者が他利用移行予定日の前日をもって、委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ていること。
- 2 当社は、前項各号のいずれかが満たされない場合、委託契約者から提出された委託契約の委託契約解除通知書は無効なものとみなして取扱います。

(B種委託再契約者が衛星役務利用放送専用サービスの提供を受ける場合の措置)

第6条 B種委託再契約者が、当社が提供する衛星役務利用放送専用サービスの提供を受けることを目的として、この契約約款に基づく委託再契約を解除する場合であって、次の各号の全てに該当する場合には、料金表第7表(解除料)の委託再契約の解除に係る解除料を要せず委託再契約を解除できるものとします。

- (1) 衛星役務利用放送専用サービスに係る専用契約(以下「移行再契約」といいます。)が、その移行再契約において指定される利用開始予定日(以下「移行利用予定日」といいます。)までにB種委託再契約者と当社との間で締結されること。
- (2) 解除される委託再契約において指定される契約事項のうち、品目、料金プラン、人工衛星及び放送番組の数が、移行再契約の契約事項においても同一または同等であること。
- (3) 解除される委託再契約において指定される契約事項のうち伝送容量係数が、移行再契約の伝送容量係数の合計値を上回らないこと。

- (4) 移行利用予定日の前日をもって委託再契約を解除する旨の委託再契約解除通知書が、移行利用予定日の前々日まで当社に提出されること。
- (5) 委託再契約者が、移行利用予定日まで、移行再契約において指定される契約事項をもって役務利用放送法の規定に基づく電気通信役務利用放送業務の登録申請書を総務大臣に提出し、総務大臣より登録を受けること。
- (6) 委託再契約者が移行利用予定日の前日をもって、委託放送業務の廃止を総務大臣に届け出ていること。
 - 2 当社は、前項各号の全てが満たされない限り、委託再契約者から提出された委託再契約の委託契約解除通知書は無効なものみなして取扱いします。
 - 3 当社は、この契約約款の規定に拘わらず、第1項の規定に基づき委託再契約者が委託再契約を解除した場合、委託再契約者が第62条(委託契約更新時における更新保証金の支払義務)から第64条(再契約保証金等の支払義務等)の規定に基づき支払った再契約保証金、再契約継続保証金、更新保証金及び追加保証金(以下この項において「再契約保証金等」といいます。)は返還しません。当社は再契約保証金等の取扱いについて、役務約款に規定します。
- 4 当社は、第1項の規定に基づき委託再契約者が委託再契約を解除した場合であって、第65条(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの解除料の支払義務等)第5項の規定に基づき委託再契約者が支払うべき解除料の支払いを猶予しているときは、役務約款にその猶予の取扱いについて定めます。

(B種委託契約者の営業譲渡に伴う委託契約解除に係る取扱い)

第7条 B種委託契約者(委託再契約者を除きます。以下本条において同じとします。)が第51条(委託契約者が行う委託契約の解除)第4項の規定に基づき委託契約を解除する場合であって、B種委託契約者の委託契約解除通知書の提出の日から委託契約の解除の日までの間に次の各号に定める条件を全て満たしたときは、B種委託契約者は料金表第7表(解除料)の解除料の支払いを要さないものとします。

- (1) B種委託契約者が、当該B種委託契約者から営業譲渡を受けて衛星役務利用放送専用サービスを利用した放送事業を実施しようとする者(以下「営業譲受者」といいます。)を指定したことを証する書面を、当該B種委託契約者が委託契約解除通知書を提出した日と同日に、当社が定める書式により当該B種委託契約者と営業譲受者の連名で提出すること。
- (2) 営業譲受者が、次に掲げる全ての条件を満たした役務約款に基づく衛星役務利用放送専用サービスに係る専用申込を行い、役務約款に基づいて当社と専用契約を締結すること。
 - (ア) 専用契約における利用開始予定日(専用契約の変更による場合には、当該放送番組の放送開始予定日)が、当社に通知された委託契約の解除の日の翌日であること。
 - (イ) 専用契約において指定される品目、料金プラン、人工衛星、放送番組の数、周波数及び伝送容量係数(専用契約の変更による場合には、当該変更により増加することとなる伝送容量係数に係る部分とします。)が、当社が解除の通知を受けた委託契約と同一または同等と当社が認めるものであること。
- (3) 前号に規定する専用契約の締結にあたり、営業譲受者が役務利用放送法の規定に基づき総務大臣より電気通信役務利用放送業務の登録を受けることが必要となる場合には、営業譲受者が当該登録を受けていること。
- (4) B種委託契約者が、当社に通知した委託契約の解除日をもって委託放送業務を廃止する旨の届け出を総務大臣に行うこと。
- (5) 前二号を証する書類を当社に提出すること。
 - 2 前項各号に定める全ての条件がその事由の如何に拘わらず満たされない場合は、本附則は適用されないものとし、B種委託契約者は料金表第7表(解除料)の定めに従い解除料を支払うものとします。

(委託契約に係る経過措置)

第8条 この改定規定実施前の契約約款の規定に基づき当社と委託契約を締結している委託契約者の利用期間は、当該委託契約の利用期間終了日までの期間については、第18条(利用期間)の規定に拘わらず、当該委託契約のとおりとします。また、当該委託契約の料金の額は、当該委託契約の利用期間終了日までは、衛星デジタル多チャンネル放送サービス料金表附則第2条(委託契約に関する利用期間、利用開始日による区分及び料金に係る経過措置)の規定を適用します。

(B種委託契約者の契約の単位に係る取扱い)

第9条 当社は、この改定規定実施前の契約約款の規定に基づき、当社とB種委託契約者が人工衛星の異なる二のB種委託契約(B種委託再契約を除きます。)を締結している場合、利用開始日が早い方の委託契約にて指定した放送番組の数及び伝送容量係数に利用開始日の遅い方の委託契約にて指定した放送番組の数及び伝送容量係数を合算することができることとし、合算後の委託契約の利用開始日は、早い方を優先して取り扱います。

(特例委託契約者の約款の適用)

第10条 放送法の規定に基づく一般放送事業者以外の委託放送事業者が委託契約者となる場合であって、当社と締結した最初の委託契約の利用開始日より10年以上の間、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの利用を継続している者(以下「特例委託契約者」といいます。)である場合は、当社は以下各号に定める条件を適用します。

- (1) 特例委託契約者は、第13条(予約申込の単位)から第16条(予約申込者の委託放送業務の認定に係る申請等)の手続きを行うことなく、当社と委託契約を締結できることとします。
- (2) 当社は、第18条(利用期間)の規定に拘わらず、特例委託契約者の委託契約の利用期間を1年以上2年以下の期間とし、特例委託契約者の第33条(委託契約の更新の請求等)の規定に基づく委託契約の更新を委託契約の新たな締結により行うことができることとします。
- (3) 特例委託契約者は、第60条(固定型料金プラン保証金の支払義務等)、第62条(委託契約更新時における更新保証金の支払義務)及び第63条(追加保証金の支払義務等)の規定に基づく固定型料金プラン保証金、更新保証金、追加保証金の支払いを要さないこととします。
- (4) 当社は、この改定規定実施前に、特例委託契約者が契約約款に基づき既に当社に支払った予約金については、第60条(固定型料金プラン保証金の支払義務等)の規定に基づく固定型料金プラン保証金とみなして取り扱うこととします。
- (5) 当社は、第74条(トランスポンダの修理または復旧の順位)において、「利用開始日」は「特例委託契約者が当社と最初に締結した委託契約に定める利用開始日」として、契約の順序は、特例委託契約者に関しては、当社と最初に締結した委託契約の締結日を基準に取り扱います。

(特例委託契約者の放送法の優先)

第11条 特例委託契約者が放送法の規定に基づく委託放送業務を行うにあたって、この契約約款の規定とは別段の定めがあるときは、放送法の規定を優先するものとします。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成20年6月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成20年7月4日から実施します。

資料名 衛星デジタル多チャンネル放送サービス契約約款 第18版

平成 8年 6月 20日	第1版	平成20年3月 31日	第16版
平成10年 4月 25日	第2版	平成20年6月 10日	第17版
平成11年 5月 24日	第3版	平成20年7月 4日	第18版
平成12年 2月 28日	第4版		
平成12年 8月 1日	第5版		
平成12年10月 13日	第6版		
平成13年 6月 20日	第7版		
平成14年 1月 15日	第8版		
平成14年 3月 31日	第9版		
平成14年 6月 28日	第10版		
平成15年 5月 20日	第11版		
平成17年 7月 13日	第12版		
平成17年12月 28日	第13版		
平成18年 9月 26日	第14版		
平成19年11月 30日	第15版		

スカパーJSAT株式会社
東京都港区赤坂1-14-14

TEL : 03 - 5571 - 7770

(不許複製、禁転載)